

令和7年 定例会版
(2025年)

下川町議会白書



(会期：令和7年5月1日～令和8年4月30日)

北海道上川郡下川町議会

令和8年6月発行

目次

はじめに.....	3
1. 議会活性化の取組.....	4
2. 通年議会制の導入.....	7
3. 議会基本条例等の改正の経過.....	10
4. 令和7年下川町議会定例会の活動について.....	16
(1) 議会及び議員の活動目標並びに自己評価.....	16
(2) 各種会議開催状況.....	23
(3) 審議した議案と各議員の賛否.....	29
(4) 一般質問の実績.....	39
(5) 文書質問の実績.....	41
(6) 総務産業常任委員会の所管事務調査の実施概要.....	42
(7) 議会運営委員会における研修・調査の実施概要.....	56
(8) 議会広聴広報特別委員会の活動概要.....	60
(9) 一部事務組合（消防・衛生施設）議会.....	65
◆上川北部消防事務組合.....	65
◆名寄地区衛生施設事務組合.....	66
(10) 下川町議会諮問会議の設置.....	68
(11) 視察対応.....	70
5. 資料編.....	72

はじめに

下川町議会は、令和3年3月10日開催の令和3年第1回定例会において、「**下川町議会基本条例**」を全会一致で可決しました。

下川町議会基本条例の第18条では、

- ・ 議会及び議員の活動内容を公表し、議会活動の活性化を図ること。
- ・ 議会の活動状況を議会白書としてまとめ、1年ごとに公表すること。
- ・ 議会活動を自己評価し、その結果を1年ごとに公表すること。

と規定されており、本議会白書はその規定に基づき発行するもので、令和4年5月に「令和3年定例会版」として初めて発行をいたしました。今回は下川町議会基本条例制定後、5回目の発行となります。

「下川町議会基本条例」制定時の根底にある理念は、第29条で規定している「町民とともに育てる条例である」にあります。下川町議会として適切な情報公開を行いながら、町民の声に耳を傾け、意見や要望の把握に努め政策立案・提言などを積極的に進めていくことが必要であり、それらを実行していくためには町民のご理解とご協力を得ることが大変重要になってきます。

以上のことから、議会及び議員の活動内容や活動状況をまとめ、これらを公表し、町民の声を反映させていくことで、議会の活性化と町民福祉の向上に結びつけていきたいと考えています。

そのため本書では、基本条例の目的が達成されているかの検証や議会活動・議員活動の評価を実施し、また、1年間の議会活動についての記録を取りまとめています。

本書が、町民の皆さまの議会活動に対する理解の一助となることを強く願うものです。

1. 議会活性化の取組

下川町議会では、平成 27 年度以降、①議会の機能充実、②議員の政策能力の向上、③議会の見える化を柱として、議会活性化の取組を進めてきました。

その取組の経過及び内容は、以下のとおりとなっています。

・議会活性化の取組の経過

年	月	議会の機能充実	議員の政策能力の向上	議会の見える化
H27	7	白老町議会視察(議会活性化)		
	8		全員協議会の活用開始	
	9		一般質問答弁要旨を当該議員に配付開始	一般質問 DVD の設置開始 (町民会館図書室) ※録画配信導入に伴い令和 5 年 9 月定例会議をもって廃止
	10	常任委員会の複数制及び通年議会を検討 (中川町、豊浦町、西興部村視察)		
	12	「下川町議会の議決すべき事件に関する条例」で総合計画の基本構想に加え基本計画を加える		
H28	2	町民意見交換会(井戸ばた会議)開始 (全 12 回開催)		
	4		政務活動費の廃止(所管事務調査へ移行)、議会図書 の充実を図る	
H29	3	自治基本条例改正案を作成し、町に提示		
	9			インターネットを活用したライブ中継・録画配信を開始 ※ライブ中継は平成 30 年第 2 回定例会まで
H30	6			議会モニター(定数 6 人)制度開始 広聴機能を充実するため、広聴広報特別委員会(議長を除く委員数 7 名)に変更
	12	政策提言書を提出		

H31/ R1	3	議選監査委員の廃止		
	6			議会モニター委嘱
R2	3	答弁事項進捗状況調査制度開始		
	6		全員協議会(町長依頼)による議案等の事前説明開始(定例会に向けた論点整理)	議会モニター委嘱

以上のほか、更なる議会活性化の取組として、令和2年第4回臨時会（7月30日開催）において、議員発議により「下川町議会活性化等調査特別委員会」を設置しました。

特別委員会設置の目的は、

- ①議会活性化に関する調査
- ②議会基本条例に関する調査 となっています。

「下川町議会活性化等調査特別委員会」においては、議会活性化の基本指針となる「議会基本条例」の制定に向けた取組を基本に進め、議員間討議や有識者による講演、町民との意見交換を実施するほか、条例素案への2回のパブリックコメントを経て、令和3年3月定例会において、「**下川町議会基本条例**」を制定し、現在は、その条例に基づき議会活性化に取り組んでいます。

議会活性化等調査特別委員会の活動は以下のとおりとなっています。

・下川町議会活性化等調査特別委員会活動内容

回	開催日	活動内容
1	令和2年7月30日	基本条例制定に向けての進め方について協議 など
2	令和2年8月6日	進捗状況、条例原案を提示し情報共有と審議 など
3	令和2年8月21日	作業工程の確認、重要事項項目の審議 など 議会モニターとの意見交換（4名参加）
4	令和2年9月17日	中間報告、委員間討議 など
5	令和2年10月2日	法政大学 廣瀬克哉教授の講話
6	令和2年10月13日	芽室町議会からの情報収集 など
7	令和2年10月23日	北海道大学 神原勝名誉教授の講話 など
8	令和2年11月26日	パブリックコメントの実施 など
9	令和2年12月4日	通年議会について など
10	令和2年12月11日	パブリックコメントに対する議会の回答 など
11	令和2年12月23日	中間報告 など
12	令和3年2月3日	基本条例提案に係る関係条例等について など

13	令和3年 2月 16日	基本条例提案に係る関係条例等への意見について など
14	令和3年 3月 2日	パブリックコメントの実施 など

また、令和3年3月10日開催の令和3年第1回定例会において、議会活性化等調査特別委員会での検討を経て、議員発議により新規制定、又は一部改正された条例は、

- ・ 下川町議会基本条例（令和3年3月17日条例第1号） ※新規制定
- ・ 下川町議会会議条例（令和3年3月17日条例第2号） ※新規制定（旧規則廃止）
- ・ 下川町議会傍聴条例（令和3年3月17日条例第3号） ※新規制定（旧規則廃止）
- ・ 下川町議会諮問会議設置条例（令和3年3月17日条例第4号） ※新規制定
- ・ 下川町議会委員会条例（令和3年3月17日条例第5号） ※一部改正

となっています。

2. 通年議会制の導入

通常の地方議会の招集は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「地方自治法」という。)上では普通地方公共団体の長(知事・市町村長)が告示により行い、また、議会の会議は、定例会・臨時会の区分により行われています。その会議を実施できる期間を会期といい、会議の始めに議決により決定されます。この定例会・臨時会における会期は、集中的に議会を開催する運用を想定して定められています。

平成 16 年 5 月に地方自治法の一部改正が行われ、議会制度の関係では、定例会の回数に係る制限^{*1}が撤廃され、毎年、条例で定める回数を招集しなければならないこととされました。

通年議会制とは、改正された制度の運用方法を工夫して、定例会・臨時会の区分をなくし、通年にわたり会期を設定して、いつでも議会を開催できる状態に置く制度として始められました。

平成 24 年 9 月 5 日公布の地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)では、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について改正が行われています。

議会制度の見直しに関する事項では、

①議会の会期制度

地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。

②議会の招集手続

議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができること等とする。

③議会運営

委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法で定めていた事項(例：常任委員は会期の始めに議会で選任)を条例に委任する。

④議会の調査権

本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。

⑤政務活動費

政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定めることとする。

これらの事項が新規に追加、または改正となっています。

また、以上の法改正により、これまで既存制度の運用で実施されてきた「通年議会制」が法律上の制度として位置付けられることとなりました。

改正後の地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の規定に基づき実施されるのは、「通年の会期制」と言われるもので、条例で 1 年の会期を設定して実施されるものとなり、定例会と臨時会の区別がなく、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを規定するものです。また、同条第 6 項の規定により、定期的に会議を開く日も条例で規定する必要があります(毎月●日など)。

下川町議会で採用している制度は、「通年議会制」で、定例会の運用に工夫を加えることで実施しているものであり、条例で定例会の回数を年 1 回と規定して(下川町議会会議条例第 6 条)、会期については、1 年または 1 年に近い期間を議会の議決により決定して運用する方式となっています。

下川町議会では、令和 2 年度までは、暦年で 1 年間に定例会を 4 回(3・6・9・12 月)開催し、その他に開く場合を臨時会として開会しておりましたが、下川町議会基本条例第 8 条の規定により通年会期として、令和 3 年 5 月 7 日開催の「5 月臨時会議」より、「**通年議会**」を開始し、会期を令和 4 年 4 月末までとする議決を行いました。

以後は、5 月 1 日開会を基本として、約 1 年間の会期を議決して、議会活動を行っていくこととなります。この 1 年間は、町長の招集によらなくても、議会(議長)の判断で会議を開くことが可能となります。

以上のことから、令和 7 年下川町議会定例会は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 365 日間を会期として開催いたしました。

また、通年議会制となると、町長が議会の議決によらず専決処分できる制度としてある、地方自治法第 179 条第 1 項に定める「議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」という部分が限りなく少なくなることが想定されます。

しかし、議会運営及び行政執行の迅速化や合理性をさらに担保するために、軽易な事項について、時間を置かずに迅速な解決を図る必要があるものや、災害等への対応等を含めて当然に必要となる事項に関しては、議会の委任により町長が専決処分できるように、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 5 月 7 日に次のとおり議決をしています。

注) ※1 従前は、昭和 31 年の地方自治法改正時において「定例会の回数は毎年 4 回以内で条例で定める回数」と規定しており、下川町議会定例会条例(昭和 22 年下川町条例第 12 号)では、「下川町議会の定例会は、毎年 4 回これを開くものとする。」と定めていました。この条例は、下川町議会基本条例の制定時に合わせ廃止されています。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定

(令和 3 年 5 月 7 日議決)

- 1 1 件 1,000,000 円以下の法律上の町の義務に属する損害賠償の額を定めること並びに歳入歳出予算の補正を行うこと。
- 2 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 1 号)第 2 条の規定により議決された工事又は製造の請負契約について、その額が 5,000,000 円を超えない範囲で変更すること。
- 3 災害及び突発的な事故並びに感染症防止対策により、応急的に必要となる歳入歳出予算の補正を行うこと。
- 4 会計年度末における日切れ扱いの地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。
- 5 解散及び欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。



3. 議会基本条例等の改正の経過

議会活性化の一環として新規制定を行った条例や改正・廃止を行った既存条例については、常に検証等を実施しながら改正等を行ってきています。

以下に各条例の改正経過について詳述します。

*下川町議会基本条例（令和3年3月17日条例第1号）

①令和3年定例会3月定例会議（令和4年3月11日条例第2号による改正）

改正の箇所：第19条第4項中「町長」を「町長等」に改めました。

改正の理由：一般質問に対する反問権について、当初は町長のみにはしか認めていませんでしたが、条例制定の趣旨や論点・争点をより明確にしていく観点から、反問権行使を教育長や行政委員会の長も含める改正を行いました。

②令和4年定例会3月定例会議（令和5年3月20日条例第9号による改正）

改正の箇所：第3条に1項（第7項）を追加しました。

改正の理由：令和3年の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の改正により、個人情報の保護に関し全国的な共通ルールが規定されることとなり、それらの状況に合わせて、議会基本条例に個人情報の取扱いに関する事項を規定するために一項を加えたものです。議会基本条例は、議会運営の最高規範であり、個人情報の取扱いに関しても、議会としての姿勢を対外的に明らかにし、その理念を規定する必要があること、また、第3条に規定する議会の活動原則の一つとするために改正を行いました。

*下川町議会会議条例（令和3年3月17日条例第2号）

①令和3年定例会3月定例会議（令和4年3月11日条例第3号による改正）

改正の箇所：i 第2条第1項中「事故等」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由」に改めて、同条第2項中の「事由」を「理由」に改めるとともに、同項に「ただし、当該理由が次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。」のただし書を加えるとともに、次の各号を加えました。

- (1) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害等
- (2) 議員が町から要請されて陳情活動した際の事故による療養
- (3) 町長が招集する会議、又は町の要請により各種の行事等に参加した際の事故による療養

- (4) 議長が招集する会議、又は議長の要請あるいは議長の認めた会議及び行事等に出席した際の事故による療養
- (5) 行政視察に参加し、その際の事故による療養
- (6) 災害等の折、議員として災害対策事務等に従事した際の事故による療養
- (7) その他議長が特に認めたもの
- ii 第2条第3項の出産のために出席できない規定に関し、「日数を定めて」を具体的な日数として、「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改めました。
- iii 第92条第1項中の請願書の記載事項に関し、個人又は法人の住所又は所在地とするとともに、「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。」とする改正をしました。
- iv 議員の辞職に関して、第101条第3項を削除し、第102条第2項中「及び第3項」を削る改正をしました。

改正の理由：この条例改正は、全体として町村議会における議員のなり手不足が喫緊の課題となっていることから、時代背景に即して次代の議員が活動しやすい環境を整える観点などから所要の改正を行うことを目的としています。次に項目ごとに詳細の理由を記載します。

- i 男女議員ともに議員活動と家庭生活を両立させる観点から、その象徴となる欠席理由の例示規定を追加するものです。また、欠席の届出の除外理由の規定を第1号から第7号まで追加するもので、公務での事故による療養などについては欠席等の届出は必要ない旨を規定するものです。
- ii 女性が議員として活動するための諸要因に配慮するとともに、出産に係る母性の保護に関して産前・産後の欠席期間を明らかにする規定を追加するものです。具体的な期間に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条の産前産後に関する規定を参酌して、産前は出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合は14週間とし、産後は出産の翌日から8週間を経過するまでの範囲内とする内容としています。
- iii 改正前は、請願者の押印を一律に義務付けしていましたが、請願者の利便性の向上を図るため、近年の脱ハンコを鑑みて、請願者が自署している場合は押印を不要としました。

- iv 議員辞職の手續について規定している条項に関し、下川町議会は「通年議会」としており、年間通じて会期中のため「閉会中」の概念が基本的にはないことから、必ず会議を再開して許可をする必要があるため、文言整理を行ったものです。

②令和4年定例会3月定例会議（令和5年3月20日条例第11号による改正）

改正の箇所：第63条中の「表決の方法についての発言」の次に「並びに議長が特に必要があると認める発言」を加えました。

改正の理由：議会基本条例第9条で正副議長の選出において所信表明の機会を設けることが規定されており、また、議会会議条例第31条第1項では、所信表明は、議場で行うと規定されております。

議場で実施する場合に、これまでの議会会議条例第63条の規定では、選挙宣告後は、何人も発言を求めることができないことになっていることから、所信表明の発言をすることができないこととなるため、所信表明の発言を行うことができるように改正を行いました。

③令和6年定例会3月定例会議（令和7年3月10日条例第4号による改正）

改正の箇所：会議時間の変更等について、第11条に1項（第3項）を追加しました。また、第106条中の「かさ、カメラ、携帯電話」を「傘の」に、「特別の理由により議長の許可を得たとき」を「病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改めました。

改正の理由：会議時間の変更に関する規定を明確化し、議長が緊急時や特に必要がある場合に、会議中でなくとも会議時間を変更できるようにすることで、柔軟な議会運営を図れるようにしました。また、議会での審議でタブレット端末やパソコン等の電子機器の利用が進む中、スマートフォンも同様の機能を有することから、携帯品の制限からカメラと携帯電話を削除するとともに、病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から議長への届出制に改めました。

*下川町議会傍聴条例（令和3年3月17日条例第3号）

※改正は行っていません。

*下川町議会諮問会議設置条例（令和3年3月17日条例第4号）

※改正は行っていません。

***下川町議会委員会条例（令和3年3月17日条例第5号）**

①令和6年定例会3月定例会議（令和7年3月10日条例第5号による改正）

改正の箇所：第13条の2を新たに追加しました。

改正の理由：大規模な災害の発生や感染症のまん延などの緊急時においても、議会機能を維持できる体制を整備することを目的とし、オンラインによる方法で委員会を開会できるよう、必要な改正を行いました。

***下川町議会会議条例等運用例（令和3年4月30日議会訓令第1号）**

提案の会議：令和3年4月26日第7回議会運営委員会で制定案の協議

制定の理由：下川町議会基本条例（令和3年3月17日条例第1号）及び下川町議会会議条例（令和3年3月17日条例第2号）の新規制定に伴い、令和3年5月から通年議会を開始するに当たり、会議の運用方法の見直しを行ったことから、改めて運用例として制定しました。

①令和4年3月2日第28回議会運営委員会で改正案の最終協議

（令和4年3月24日議会訓令第1号による改正）

改正の箇所：第38条第2項中「会議日ごと」を「審議を要する期間ごと」に改めました。

改正の理由：第38条第2項は、会議における会議録署名議員の指名方法が規定されております。その指名の方法として、制定当初は「会議日ごと」と規定したところですが、当議会では通例で“会期ごと”に行われていたもので、その方法に準じて指名の方法を「審議を要する期間ごと」に改めました。

***下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和4年12月19日条例第21号）**

提案の会議：令和4年定例会12月定例会議（令和4年12月12日会議案第8号）

制定の理由：下川町議会において通年議会が始まり、今後ますます議員としての職責及び議会への町民の信頼の確保を図っていくことが重要になってきます。そのため、その一端として、議員報酬等の支給の在り方について、減額や停止等について「特例条例」を新規制定することで明確化する必要があることから検討を重ねてきました。

議員が長期にわたり欠席した場合、その欠席した期間における議員報酬の在り方を規定した法律はなく、また長期の欠席を余儀なくされた議員

が、議員報酬を辞退する、または返還することは、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)に規定される寄附行為に該当するため禁止されております。このことから、報酬等の支給方法に関し、議会改革の一つとしてこの条例を制定するものです。

***下川町議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年 3 月 20 日条例第 10 号)**

提案の会議：令和 4 年定例会 3 月定例会議(令和 5 年 3 月 16 日会議案第 11 号)

制定の理由：令和 3 年 5 月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)により改正される個人情報保護法は、個人情報保護制度の官民一元化が主な内容となっています。しかし、議会は、「国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないもの」とされました。従来、下川町を含む各地方自治体で制定されていた従来の個人情報保護条例では議会も対象とされおり、令和 2 年 12 月の内閣官房による個人情報保護制度の見直しに関する最終報告では、「引き続き、条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれる」としています。このことを受け、下川町議会においても、個人情報保護を図る観点から制定について検討を重ねてきた結果、個人情報保護の条例を新規制定することとしたものです。

①令和 6 年定例会 3 月定例会議(令和 7 年 3 月 10 日条例第 6 号による改正)

改正の箇所：第 53 条から第 55 号中の「懲役」を「拘禁刑」に改めたほか、所要の改正を行いました。

改正の理由：刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号)の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)の改正に対応する改正を行いました。

***下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例 (昭和 31 年 12 月 24 日条例第 44 号)**

①令和 3 年定例会 3 月定例会議(令和 4 年 3 月 11 日条例第 1 号による改正)

改正の箇所：第 6 条第 1 号及び第 2 号中「100 分の 160」を「100 分の 152.5」に改めました。

改正の理由：同定例会議に提案されている特別職の期末手当の引き下げと同様に、期

末手当支給月数を 0.15 か月引き下げて、年間の支給月数を 3.05 か月分に改正しました。

②令和 4 年定例会 12 月定例会議（令和 4 年 12 月 19 日条例第 22 号による改正）

改正の箇所：第 6 条第 1 号及び第 2 号中「100 分の 152.5」を「100 分の 220」に改めました。

改正の理由：従前の議員の期末手当は、健全財政の堅持や総合的な行財政の見直しのため低い水準となっていました。議員報酬の支給環境を整えることにより、意欲と責任を持つ多くの次代の担い手が参画し、充実した議員活動を遂行できる環境を整える必要があることから、一般職員の支給月数を参考として支給月数の改定を行いました。

また、併せて、同定例会議に提案されている特別職や一般職員と同様に 0.1 か月分を引き上げることで、期末手当支給月数を年間 4.4 か月としました。ただし、今回の本則の支給月数の改正は、次代の担い手のために実施するものであることから、附則で、当年度の期末手当の支給月数に限っては、従前の支給月数に 0.1 か月分を引き上げし、年間 3.15 か月とすることを規定しております。

③令和 5 年定例会 12 月定例会議（令和 5 年 12 月 21 日条例第 20 号による改正）

改正の箇所：第 6 条第 1 号及び第 2 号中「100 分の 220」を「100 分の 225」に改めました。

改正の理由：同定例会議に提案されている特別職や一般職員と同様に 0.1 か月分を引き上げることで、期末手当支給月数を年間 4.5 か月と改正しました。

④令和 6 年定例会 1 月臨時会議（令和 7 年 1 月 15 日条例第 3 号による改正）

改正の箇所：第 6 条第 1 号及び第 2 号中「100 分の 225」を「100 分の 230」に改めました。

改正の理由：同定例会議に提案されている特別職や一般職員と同様に 0.1 か月分を引き上げることで、期末手当支給月数を年間 4.6 か月と改正しました。

④令和 7 年定例会 12 月定例会議（令和 7 年 12 月 17 日条例第 29 号による改正）

改正の箇所：第 6 条第 1 号及び第 2 号中「100 分の 230」を「100 分の 232.5」に改めました。

改正の理由：同定例会議に提案されている特別職や一般職員と同様に 0.05 分を引き上げることで、期末手当支給月数を年間 4.65 か月と改正しました。

4. 令和7年下川町議会定例会の活動について

「令和7年下川町議会定例会」は、令和7年5月1日から令和8年4月30日までの365日間を会期として開会しました。

(1) 議会及び議員の活動目標並びに自己評価

下川町議会基本条例第29条第2項では、「この条例の目的が果たされているか、議会運営委員会において1年ごとに検証」することが規定されております。本規定では、その検証と、令和8年5月発行の議会だより（第212）に掲載された議会及び各議員の取組目標に対する自己評価について記載しています。

また、併せて、令和8年下川町議会定例会における、議会及び議員活動目標についても記載しております。

*下川町議会基本条例第29条第2項に基づく議会運営委員会の検証

議員の資質向上に向けた先進地への研修や視察などを精力的に行った。特に議員のなり手不足解消に向けた取組に関しては、興部町議会への行政視察を実施し、3月定例会議において「下川町議員のなり手不足対策特別委員会」を設置し、同取組に迅速に対応することとした。

次に、地域課題に関しては、下川町商工会と情報を共有する意見交換の機会が得られ、事業承継や人材確保などの課題に関し、現状を改めて把握することができた。このことは今後、町内の各種団体との意見交換実施に向け、活動の広がりにつながるものとして意義のあるものであった。

次に、令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定が、五味温泉運営事業の不祥事発生に伴い、3月定例会議までずれ込んだが、町民の不安解消と経営健全化に向けた決議を採択したことは、議会として一定程度の役割を果たした。

※議会基本条例の目的が果たされているかの検証を実施することが規定されております。この検証は、1年ごとに行います。

*議会としての取組（令和7年）

目 標	評 価
<p>○「議員とフリートーク」などを通じて町民の要望や地域が抱える課題などを把握し、議会全体で情報共有するとともに、重要な課題と思われるものについてその解決に向けた政策提言を行う。</p> <p>○議員のなり手不足解消に向けた、町民との意見交換会など具体的な取り組みを進める。</p> <p>○議員の資質や政策形成能力向上に向けた研修会などを実施する。</p> <p>○議場・委員会室へ持参可能とした iPad、ノートパソコン等の有効活用について検討する。</p>	<p>●「議員とフリートーク」などを通じて一定程度の情報共有はできた。また、町民からの要望など個別案件については速やかに対応し、解決につながったものも多くあったが政策提言までには至らなかった。今後もより幅広く町民の意見に耳を傾けるとともに政策提言の在り方については、引き続き調査や研究を行っていくこととする。</p> <p>●興部町議会「議員の学校（塾）」に関する取組を視察するなど、各種情報を収集し、特別委員会を設置したが、町民などとの意見交換までには至らなかった。今後は、議員のなり手不足解消に向けた塾などを複数回開催し、議員報酬の在り方など必要な議論を進めていくこととする。</p> <p>●美深町議会との合同勉強会やオンラインによる一般質問に関する研修など、議員の資質向上につながるものであったが、研修や勉強会の頻度を更に重ねていくことでより充実したものとする。</p> <p>●議場や委員会室でのノートパソコン等の活用については、各議員の判断に委ねられた結果、具体的な検討にまで至らずペーパーレス化などにつながらなかったことから、引き続き先進地事例を把握し、対応を検討していくよう努める。</p>

*議員としての取組（令和7年）

	目 標	自 己 評 価
我孫子議員	<p>○議会、議員を身近な存在として感じてもらえるよう心掛けつつ、議会を代表する立場としての緊張感を自覚して議員活動に取り組む。</p> <p>○自らの活動を発信することで得られる様々な考えや意見を議員活動に活かす。</p>	<p>●様々な場面において、議会、議員を身近な、親しみやすい存在として感じてもらえるよう心掛けた。「議会を代表する立場」をどう体现すべきかを考える1年だった。</p> <p>●様々な情報や意見に触れることで、議員活動に活かすことができたものがあった。</p>
桜木議員	<p>○親しみやすく接しやすい議員活動を通じて町民の要望や地域が抱える課題を把握し、一般質問又は直接的な町への働きかけなどにより、速やかな課題解決につなげる。</p> <p>○町議会議員として4年任期の折り返し(2年)を経過するに当たり、自身の議員活動を検証する機会(町民との意見交換会、活動報告会など)を創出し、より活発で充実した議員活動と資質の向上を図る。</p>	<p>●親しみやすく接しやすい議員活動については、ほぼ実践できたものと思っている。町民からの意見・要望の把握とそれらに対する回答については、「議員とフリートーク」や各種イベントなどを通じて意見・要望の把握に努め、早急の対応が必要なものは、町の担当への直接交渉やつなぐなどを行なったほか、一般質問などを通じて町の回答を引き出し、一定程度の成果を得たものと感じている。また、初めて実施した自身の議員活動報告会では、議会・議員活動を知ってもらうきっかけにつながったものと思う。</p>
奥崎議員	<p>○町の課題を自分事としてとらえ、一人ひとりがどう行動できるかを皆で考え話し合えるような環境づくりに努める。</p>	<p>●町の課題を自分事として考えることはできたが、それをみんなで考え話し合える環境づくりまでは至らなかった。</p>

	目 標	自 己 評 価
小原議員	<p>○総務産業常任委員会のスムーズな運営と町民や関係者がわかりやすい委員長報告になるよう努める。</p> <p>○議会に興味を持っていただけるようフリートークや、勉強会などの参加者の疑問の解決と情報提供をしていく。</p>	<p>●本年度は委員会付託が少ない状況であったが、付託議案・道内・町内所管事務調査等の委員長報告については、審査や調査結果の要点を絞って簡潔に報告することに努めた。今後はさらなる内容の精査と論点の明確化を図り、より伝わるような報告書作成を目指したい。</p> <p>●フリートークでいただいた懸案については、担当課を訪問し、問題解決に向けて行政と情報共有をすることができた。勉強会や行事については、なかなか参加できなかつたこともあり、課題・反省点となった。</p>
中田議員	<p>○持続的なまちづくりのために町民の意見の把握、先進事例の調査研究に努め政策提言を行う。</p> <p>○産業の活性化、個人のくらしの安定、町民参加の推進、後継者・担い手育成に取り組む。</p> <p>○町民参加の基礎づくりに取り組む。</p>	<p>●町民の意見の把握、先進事例の調査研究に努め政策提言を行うことは、ある程度実現できている。</p> <p>●産業の活性化、個人のくらしの安定は一般質問での提案等によりある程度実行できた。町民参加の推進、後継者・担い手育成は量的には不十分だが質的にある程度実践できた。</p> <p>●町民参加の基礎づくりは、新たな方策も視野に入れ引き続き努力する。</p>

	目 標	自 己 評 価
大西議員	<p>○町民との対話を重視し、町民の疑問や不満などの小さな声を拾い、解決に向けた素早い行動を心がける。</p> <p>○町民の安心安全な生活を確保するため、調査、研究し提言、提案をしていく。</p>	<p>●町民の疑問等については、自ら担当課に出向き説明を受け、町民にアドバイスなどすることができた。</p> <p>●一部郊外においてヒグマ出没抑制のため、草刈り等の環境整備に従事したが、見通しの確保が出没防止に極めて有効であることを実証した。地域の安全確保に直接的な成果を上げることができた。</p>
斉藤議員	<p>○住み慣れた地域で町民が、安心して住み続けられるような施策、そして高齢者の健康寿命の延伸と「社会参加」を後押しできる政策提案を行っていききたい。</p> <p>○子育て世代の経済的負担の軽減が図れるよう提言・提案をし、安心して子育てができる環境を整えたい。</p> <p>○将来の人口減少を見据えた公共施設の機能統合・整理・再編・配置、公共インフラ整備等の検討・協議を進めていききたい。</p> <p>○公の場で、声を挙げづらい町民の小さい声を吸い上げ、町政や政策に反映されるよう活動を行っていく。</p>	<p>●高齢者の健康寿命の延伸にとって重要な「社会参加」を後押しできる取組の実現には至らなかったが、安心して住み続けられる生活環境の整備は進めていきたい。</p> <p>●納税者である子育て世代の経済的負担軽減策である通学費助成の実現には至らなかった。</p> <p>●公共施設等に関する都市計画マスタープランの改定が今後2年間で行われることが示されたので、今後注視していく。</p> <p>●一般質問で取り上げてきたが、政策に反映に至っていない項目等については、町民福祉向上に向け更に取り組んでいく。</p>

◆令和8年下川町議会定例会目標（令和8年5月～令和9年4月）

*議会としての取組

目	標
○ 3月定例会議で設置された「下川町議員のなり手不足対策特別委員会」において、議員報酬や政務活動費の在り方などについて、町民との意見交換などを行いながら相互の理解を深め、議員のなり手不足解消につなげる。	
○ 広聴活動の充実を図るため、町民から意見を聴く「議員とフリートーク」を始め、町内の様々な団体などと積極的に意見交換を行い、個別案件に関しては迅速対応による解決へ結びつけ、重要な課題に関しては政策提言につなげる。また、広報活動としては「議会だより」の紙面内容の充実など、わかりやすい情報発信に努める。	
○ 議会のデジタル化の推進や議員の資質向上に向け、各種研修や勉強会などについて、調査や研究を行いながら積極的に参画する。	

*議員としての取組

	目	標
我孫子議員	○議会、議員を身近な存在として興味を持ってもらうよう心掛けて議員活動に取り組む。 ○議会活動に関する情報発信や意見交換の機会を増やす。そこで得られる町の課題に対する疑問、気づきを政策提言に活かすことで町民の期待に応えていきたい。	
桜木議員	○親しみやすく接しやすい議員活動を通じて町民の要望や地域が抱える課題を把握し、一般質問又は直接的な町への働きかけなどにより、速やかな課題解決につなげる。 ○町議会議員として残りの任期1年を迎えるに当たり、昨年度実施した自身の議員活動報告会を今年度も実施し、町民に身近で活発な議員活動により自身の更なる資質の向上を図るとともに議会・議員活動に対する町民の理解を深める。	
奥崎議員	○「これからの下川町がこうあってほしい」という気持ちで皆さんとともに考え、できることを行動に移していく。	
小原議員	○常任委員会の付託された審査のスムーズな運営と、議会に関わる審議の参加により議論を充実させていく。	

中 田 議 員	<p>○町民参加の基礎づくりに努める。</p> <p>○産業の活性化、個人のくらしの安定、後継者・担い手育成に取り組む。</p> <p>○中山間地の農業を守るために活動する。</p>
大 西 議 員	<p>○町民の生命と暮らしを守るため、福祉・防災・安全対策を強化し、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進する。</p>
齊 藤 議 員	<p>○子育て世代の経済的負担軽減に向けた政策提言を引き続き行っていく。</p> <p>○高齢者の社会参加を促す取組は、健康寿命の延伸にとって極めて重要な課題であり、人との交わりを後押しできる環境整備を進めていきたい。</p> <p>○制度の谷間に落ちた人の声を聴いて手助けをさせて頂く、それが政策提言の重要な役割と考え議員活動をしていく。</p> <p>○公共施設等に関する都市計画マスタープランの改定が今後2年間で行われるが、過度な将来負担が伴わないよう協議していきたい。</p>

(2) 各種会議開催状況

令和7年下川町議会定例会期中における、「本会議」、「委員会」等の開催状況と主な議題について記載しています。

定例会議及び臨時会議で審議した議案等については、「(3) 審議した議案と各議員の賛否」に詳しく記述しています。

* 定例会議

開催月	本会議 開会日	開会日数	審議を要する期間	審議期間
令和7年 6月	17・18	2	R 7. 6. 17～18	2
令和7年 9月	16・17・19	3	R 7. 9. 16～19	4
令和7年12月	16・17・19	3	R 7. 12. 16～19	4
令和8年 3月	4・11・16	3	R 8. 3. 4～16	13
計		11日		23日

* 臨時会議

開催月	本会議 開会日	開会日数
令和7年 5月	1・29	2
令和7年 7月	17	1
令和7年11月	26	1
令和8年 2月	24	1
計		5日

※臨時会議の審議を要する期間は、基本的に開会日のみになります。

* 議会運営委員会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和7年 5月	1	2	5月臨時会議の運営／令和7年定例会年間スケジュール
	29		5月第2回臨時会議の運営
令和7年 6月	12	2	6月定例会議の運営／請願、陳情等協議 議員研修会への派遣
	17		6月定例会議(最終日)の運営 議会提案議案(意見書採択) 令和7年通年議会での取組等
令和7年 7月	17	1	7月臨時会議の運営
令和7年 9月	11	3	9月定例会議の運営／陳情、要請等協議 決算認定特別委員会設置 議員研修会への派遣／休会中の調査／民生委員推薦会 委員
	18		9月定例会議(最終日)の運営／意見書案
	30		9月定例会議について
令和7年11月	10	3	令和7年通年議会での取組等
	26		11月臨時会議の運営 議員報酬額及び費用弁償に関する条例改正(案) 令和7年通年議会での取組等
	27		「美深町議会・下川町議会 合同勉強会」 ・講演 より良い一般質問にするには /意見交換
令和7年12月	11	3	12月定例会議の運営／陳情、要請等協議 各組合議会定例会の概要について
	19		12月定例会議(最終日)の運営／意見書案等
	26		「興部町議会行政視察」 ・議員のなり手不足解消に向けた取組等について
令和8年 1月	30	1	下川町商工会理事会との意見交換会について
令和8年 2月	10	3	議員のなり手不足対策に向けた今後の取組スケジュール等
	24		2月臨時会議の運営
	26		3月定例会議の運営／陳情、要請等協議 予算審査特別委員会設置／議員のなり手不足対策特別 委員会設置／議会白書(活動評価等)

令和8年 3月	5	2	一般質問について／3月定例会議(中日)の運営 各組合議会定例会の概要について
	12		3月定例会議(最終日)の運営
令和8年 4月	10	1	令和7年定例会活動評価等／令和8年定例会活動目標等 令和8年下川町議会定例会日程案
計		21日	

*総務産業常任委員会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和7年 9月	30	2	町内所管事務調査／調査まとめ
令和7年10月	1		
		22～24	3
令和7年12月	16	1	議案付託審査(下川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例、下川町職員等の旅費に関する条例及び下川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、下川町認定こども園条例の一部改正／審査まとめ)
令和8年 2月	5	1	「下川町商工会理事会との意見交換会」
計		7日	

*議会広聴広報特別委員会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和7年 5月	19	3	「議員とフリートーク(午前・夜)」
	23		議会モニター委嘱状交付式 ※6名委嘱
	29		議員とフリートークについて(内容共有) 議会モニターアンケートについて
令和7年 6月	12	1	議会モニターアンケートについて
令和7年 8月	26	1	「議員とフリートーク(午前・夜)」
令和7年 9月	11	1	議員とフリートークについて(内容共有) 議会モニター会議について
令和7年10月	1	2	「議会モニター会議」 ※議会モニター5名出席
	15		議員とフリートークについて 高校生モニター会議について
令和7年11月	25	1	「議員とフリートーク(午前・夜)」
令和7年12月	1	2	高校生モニターについて
	11		議員とフリートークについて(内容共有)

令和8年 1月	30	1	「高校生モニター」 ※下川商業高校2年生23名出席 「議員とフリートーク (午後・夜)」
令和8年 2月	10	1	議員とフリートークについて (内容共有) 高校生モニターについて 議会モニター会議について
令和8年 3月	27	1	「議会モニター会議」 ※議会モニター4名出席
令和8年 4月	27	1	「議員とフリートーク (午後・夜)」
計		15日	

* 議会広聴広報特別委員会 (議会だより編集委員会)

開催月	開催日	日数	開催案件
令和7年 6月	18	1	しもかわ議会だより第209号編集会議
令和7年 7月	3	1	
令和7年 8月	18・19	2	「北海道町村議会議長会 議会広報研修会」(札幌市)
令和7年 9月	19	1	しもかわ議会だより第210号編集会議
令和7年10月	15	1	
令和7年12月	17	1	しもかわ議会だより第211号編集会議
令和8年 1月	13	1	
令和8年 3月	16	1	しもかわ議会だより第212号編集会議
令和8年 4月	10	1	
計		10日	

* 下川町議員のなり手不足対策特別委員会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和8年 4月	10	1	令和8年度本特別委員会のスケジュールについて 令和7年度議会・委員会及び議員活動日数の確認について 議員養成講座 (議員の学校) の名称について
計		1日	

*決算認定特別委員会（令和6年度決算）

開催月	開催日	日数	開催案件
令和7年 9月	18	8	令和6年度下川町各種会計歳入歳出決算認定審査 令和6年度下川町公営企業会計決算認定審査
令和7年10月	14・15 17		
令和7年11月	10		
令和8年 2月	10・24 26		

*予算審査特別委員会（令和8年度予算）

開催月	開催日	日数	開催案件
令和8年 3月	5・6 9・12	4	令和8年度下川町各種会計予算審査 令和8年度下川町公営企業会計予算審査

*全員協議会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和7年 6月	9	1	6月定例会議について 国保税の資産割の廃止について 選挙に伴う投票所の見直しについて
令和7年 9月	9	1	9月定例会議について 次期中間処理施設建設における事業費の見直しについて
令和7年12月	9	1	12月定例会議について
令和8年 2月	24	1	3月定例会議について 第3期下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について プラスチックに係る資源循環の促進に関する連携協定について
計		4日	

* 正副議長・議会運営委員会正副委員長会議（毎定例会議前に実施）

開催月	開催日	日数	開催案件
令和7年 6月	9	1	6月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問／請願／陳情・要請／議員研修会への派遣
令和7年 9月	9	1	9月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問／陳情・要請／決算認定特別委員会設置 議員研修会への派遣／休会中の調査(道内・町内)
令和7年12月	9	1	12月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問／陳情・要請
令和8年 2月	24	1	3月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問／陳情・要請／予算審査委特別委員会設置 議員のなり手不足対策特別委員会設置 令和7年定例会活動評価等（議会白書）
計		4	

※この他に、議会活動としては、

- ・ 町内所管事務調査（総務産業常任委員会で実施。報告は 42 ページに掲載）
- ・ 道内所管事務調査（総務産業常任委員会で実施。報告は 50 ページに掲載。）
- ・ 北海道町村議会議長会等主催の議員研修

などがあります。



(3) 審議した議案と各議員の賛否

各定例会議及び臨時会議ごとに審議された議案等の件名と概要を記載しています。
 通年議会開始とともに、会期中の議案等の番号は通し番号で表記するようになりました。
 なお、網掛けで表示してあるのは、議会提案の議案となっています。

(凡例 ○=賛成、×=反対、欠=欠席)

令和7年5月臨時会議（令和7年5月1日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第1号	議会の議決に付すべき財産の取得について デスクトップパソコン60台 契約金額：1,980万円 契約の相手方：中央コンピューターサービス株式会社札幌支社	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	5/1	
議案第2号	下川町多目的宿泊交流施設の指定管理者の指定について 指定管理者：株Grate Inc	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	5/1	
議案第3号	令和7年度下川町一般会計補正予算（第1号） 補助採択による補正（申請書作成支援システム整備事業） 補正額：819万6千円 補正後の額：60億7,419万6千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	5/1	
報告第1号	専決処分（第4号）の報告について 令和6年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第5号） 3月10日の漏水事故復旧のための補正 補正額：収益的支出 534万円 補正後の額：収益的支出 1億9,087万2千円	—	—	—	—	—	—	—	報告済	5/1	
報告第2号	専決処分（第5号）の報告について 下川町税条例の一部を改正する条例 地方税法等の改正に伴う個人住民税の所得控除の特定親族特別控除の創設等	—	—	—	—	—	—	—	報告済	5/1	
報告第3号	専決処分（第6号）の報告について 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 地方税法等の改正に伴う基礎課税額等の課税限度額の引き上げの改正	—	—	—	—	—	—	—	報告済	5/1	
報告第4号	環境保全の状況と施策について 令和6年度の環境保全の状況と施策について	—	—	—	—	—	—	—	報告済	5/1	

令和7年5月第2回臨時会議（令和7年5月29日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第4号	議会の議決に付すべき工事請負契約について 日昇団地公営住宅長寿命化型改善工事 契約金額：6,710万円 契約の相手方：黒川・丸昭高橋特定建設工事共同企業体	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	5/29	

同意第1号	下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について 黒川 健一氏（新任）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	6/17	
報告第5号	令和6年度下川町繰越明許費繰越計算書について 戸籍システム機器更新事業ほか4件を令和7年度 予算に繰越した報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告済	6/17	
報告第6号	令和6年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公 社事業報告について 令和6年度事業内容の報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告済	6/17	
報告第7号	令和6年度一般財団法人しもかわ地域振興機構事業 報告について 令和6年度事業内容の報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告済	6/17	
請願第1号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元 など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた 請願 請願者：連合北海道下川地区連合会・北教組上川 支部下川支会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採 択	6/17	
請願第2号	地方財政の充実・強化を求める請願 請願者：連合北海道下川地区連合会・自治労下川 町職員労働組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採 択	6/17	
請願第3号	2025年度北海道最低賃金改正等に関する請願 請願者：連合北海道下川地区連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採 択	6/17	

(※6/18追加案件)

議案番号	議 案 名	桜 木	奥 崎	小 原	中 田	大 西	斉 藤	我 孫 子	審 査 結 果	議 決 日	摘 要
会議案第1号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元 など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	原 案 可 決	6/18	
会議案第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	原 案 可 決	6/18	
会議案第3号	2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	原 案 可 決	6/18	
会議案第4号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木 材産業施策の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	原 案 可 決	6/18	

令和7年7月臨時会議（令和7年7月17日）

議案番号	議 案 名	桜 木	奥 崎	小 原	中 田	大 西	斉 藤	我 孫 子	審 査 結 果	議 決 日	摘 要
議案第15号	令和7年度下川町簡易水道事業会計補正予算 （第1号） 3月10日の漏水事故に伴う損害賠償を行うもの 補正額：収益的収入 29万3千円 支出 34万3千円 補正後の額：収益的収入 1億 357万6千円 収益的支出 2億7,907万7千円	○	○	○	○	○	○	○	原 案 可 決	7/17	

令和7年9月定例会議（令和7年9月16日～19日）

議案番号	議 案 名	桜 木	奥 崎	小 原	中 田	大 西	斉 藤	我 孫 子	審 査 結 果	議 決 日	摘 要
議案第16号	下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労 働者の福祉に関する法律の改正に伴うもの	○	○	○	○	○	○	○	原 案 可 決	9/16	

議案第17号	下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9/16	
議案第18号	下川町立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例及び下川町立障害者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 利用定員を50名から40名に減員するもの	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9/16	
議案第19号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について 江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴い、組合理約の改正のため議会の議決を求めるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9/16	
議案第20号	北海道市町村総合事務組合理約の変更について 江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴い、組合理約の改正のため議会の議決を求めるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9/16	
議案第21号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について 江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴い、組合理約の改正のため議会の議決を求めるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9/16	
議案第22号	議会の議決に付すべき財産の取得について 小中学校校務用パソコン 43台ほか 契約金額：583万円 契約の相手方：株式会社内田洋行北海道支店	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9/16	
議案第23号	財産の無償貸付けの変更について 下川町民会館1階事務所スペースに2階事務所スペースを追加貸付の変更 貸付相手方/下川消費者協会	除斥	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9/16	
議案第24号	下川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について 事業内容に「官民の様々な分野における人材育成のしくみづくり」を加え、過疎対策事業債の充当予定事業に「学校施設改修事業」を加えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9/16	
議案第25号	令和7年度下川町一般会計補正予算（第4号） 物価高騰対策に係るもの、緊急を要するもの、職員の人事異動等による補正（Jアラート機器等更新事業、定額減税不足額給付金事業等） 補正額：7,146万5千円 補正後の額：61億7,802万2千円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9/16	
議案第26号	令和7年度下川町介護保険特別会計補正予算（第2号） ※介護保険事業勘定 退職手当組合負担率の変更等に伴う補正 補正額：83万円/補正後の額：4億7,969万円 ※介護サービス事業勘定 職員の異動等に伴う人件費等の補正 補正額：1,006万6千円 補正後の額：3億5,711万6千円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9/16	
議案第27号	令和7年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） 退職手当組合負担率の変更等に伴う補正 補正額：18万7千円 補正後の額：4億8,947万円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9/16	
議案第28号	令和7年度下川町下水道事業会計補正予算（第2号） 退職手当組合負担率の変更等に伴う補正 補正額：収益的支出 18万1千円 補正後の額：収益的支出 2億4,432万3千円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9/16	

議案第29号	令和7年度下川町簡易水道事業会計補正予算(第2号) 緊急を要するもの及び人事異動等に伴う補正 補正額：収益的支出 120万2千円 補正後の額：収益的支出 2億8,027万9千円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9/16	
議案第30号	令和7年度下川町病院事業会計補正予算(第1号) 人事異動等、診療報酬等調整、企業債対象内容の変更等に伴う補正 補正額：収益的支出 294万5千円 資本的収入 △420万円 補正後の額：収益的支出 6億1,350万円 資本的収入 2,811万8千円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	9/16	
認定第1号	令和6年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について 休会中の審査とする	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休会中審査	9/19	付託
認定第2号	令和6年度下川町公営企業会計決算認定について 休会中の審査とする	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休会中審査	9/19	付託
同意第2号	教育委員会委員の任命について 佐藤 導謙氏(再任)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	9/16	
報告第8号	令和6年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 財政健全化審査及び経営健全化審査についていずれも適正と認められる内容の報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告済	9/16	

(※9/19追加議案)

議案番号	議案名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
会議案第5号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	-	原案可決	9/19	

令和7年11月臨時会議(令和7年11月26日)

議案番号	議案名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
議案第31号	議会に議決に付すべき財産の取得について ごみ収集用ダンプ一式 契約金額：1,127万5千円 契約の相手方：北海道日野自動車株式会社旭川支店	○	○	○	○	○	○	-	原案可決	11/26	
議案第32号	令和7年度下川町一般会計補正予算(第5号) ミラノ・コルティナ冬季オリンピック選手応援及び緊急を要するものに係る補正 補正額：1,271万4千円 補正後の額：61億9,073万6千円	○	○	○	○	○	○	-	原案可決	11/26	
報告第9号	専決処分(第1号)の報告について 日昇団地公営住宅長寿命化型改善工事の請負契約金額の変更 契約額：6,710万円 増額金額：133万6,500円 変更後契約額：6,843万6,500円	-	-	-	-	-	-	-	報告済	11/26	
認定第1号	令和6年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について 休会中の継続審査とする	-	-	-	-	-	-	-	休会中継続審査	11/26	付託
認定第2号	令和6年度下川町公営企業会計決算認定について	○	○	○	○	○	○	-	認定	11/26	付託

令和7年12月定例会議（令和7年12月16日～19日）

議案番号	議案名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
会議案第6号	下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職等との均衡を図るため期末手当支給月数を0.05月分引き上げる改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/16	
議案第33号	下川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 子ども誰でも通園制度の実施に当たり特定乳児等通園支援の事業者の運営基準として新規制定するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/19	付託
議案第34号	下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 一般職の期末・勤勉手当の引き上げと均衡を図るため町長・副町長・教育長の期末手当支給月数を0.05月分引き上げる改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/16	
議案第35号	下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 人事院勧告（月額給与の引上げ（行政職・医療職ともに平均1.03%）、通勤手当引上げ、期末・勤勉手当引上げ（それぞれ0.025月分合計0.05月分））等に伴い所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/16	
議案第36号	下川町職員等の旅費に関する条例及び下川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、日当を宿泊日当に改め、日帰り出張の日当廃止等の改正を行うもの	×	○	○	○	×	○	—	原案決	12/19	付託
議案第37号	下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例 2月の火災により除却した住宅を削る改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/16	
議案第38号	下川町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例 2月の火災により除却した住宅を削る改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/16	
議案第39号	下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例 老朽化した住宅の除却を削り、現在建設中の住宅を加える改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/16	
議案第40号	下川町営サンル牧場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例 運営面積の変更等の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/16	
議案第41号	下川町短期入所生活介護等事業条例及び下川町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 短期入所する利用者に対する介護福祉施設サービスの利用料の変更等の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/16	
議案第42号	下川町認定こども園条例の一部を改正する条例 こども誰でも通園制度に関する内容の規定等の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/19	付託
議案第43号	令和7年度下川町一般会計補正予算（第6号） 給与改定、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等による補正（福祉灯油等助成事業、職員給与費等） 補正額：△2,934万円 補正後の額：61億6,139万6千円	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/16	

議案第44号	令和7年度下川町介護保険特別会計補正予算 (第3号) ※介護保険事業勘定 人事院勧告等及び執行見込みに伴う補正 補正額：176万3千円 補正後の額：4億8,145万3千円 ※介護サービス事業勘定 人事院勧告等に伴う補正 補正額：356万8千円 補正後の額：3億6,068万4千円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原 可	案 決	12/16	
議案第45号	令和7年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) 人事院勧告等に伴う補正 補正額：42万円 補正後の額：4億8,989万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原 可	案 決	12/16	
議案第46号	令和7年度下川町下水道事業会計補正予算 (第3号) 人事院勧告に伴う補正 補正額：収益的支出 34万2千円 補正後の額：収益的支出 2億4,466万5千円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原 可	案 決	12/16	
議案第47号	令和7年度下川町簡易水道事業会計補正予算 (第3号) 人事院勧告及び動力費見込に伴う補正 補正額：収益的支出 81万3千円 補正後の額：収益的支出 2億8,109万2千円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原 可	案 決	12/16	
議案第48号	令和7年度下川町病院事業会計補正予算 (第2号) 人事院勧告に伴う補正 補正額：収益的支出 485万6千円 補正後の額：収益的支出 6億1835万6千円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原 可	案 決	12/16	
報告第10号	令和7年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告について	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告済	12/16	

(※12/19追加議案)

議案番号	議 案 名	桜 木	奥 崎	小 原	中 田	大 西	斉 藤	我 孫 子	審 査 結 果	議 決 日	摘 要	
議案第49号	令和7年度下川町一般会計補正予算 (第7号) 物価高騰対策による補正 (物価高騰対策支援事業、物価高対応子育て応援手当支給事業等) 補正額：1億126万2千円 補正後の額：62億6,265万7千円	○	○	○	○	○	○	○	原 可	案 決	12/19	
議案第50号	令和7年度下川町下水道事業会計補正予算 (第4号) 物価高騰対策による補正 補正額：収益的収入0円 (収益的収入内で額の変更) 補正後の額：収益的収入 2億4,278万4千円	○	○	○	○	○	○	○	原 可	案 決	12/19	
議案第51号	令和7年度下川町簡易水道事業会計補正予算 (第4号) 物価高騰対策による補正 補正額：収益的収入 8万5千円 支出 8万5千円 補正後の額：収益的収入 1億366万1千円 支出 2億8,117万7千円	○	○	○	○	○	○	○	原 可	案 決	12/19	
会議案第7号	多面的機能支払交付金の再検討を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	原 可	案 決	12/19	

令和7年2月臨時会議（令和8年2月24日）

議案番号	議案名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
報告第11号	専決処分（第2号）の報告について 令和7年度下川町一般会計補正予算（第8号） 衆議院議員総選挙に係る経費の補正 補正額：408万円 補正後の額：62億6,673万7千円	-	-	-	-	-	-	-	報告済	2/24	
議案第52号	令和7年度下川町一般会計補正予算（第9号） 緊急を要するものによる補正（町道除排雪事業） 補正額：2,500万円 補正後の額：62億9,173万7千円	○	○	○	○	○	○	-	原案決	2/24	

令和7年3月定例会議（令和8年3月4日～16日）

議案番号	議案名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
認定第1号	令和6年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	-	認定	3/4	付託
議案第53号	下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 「子ども・子育て支援納付金」の導入及び「資産割」の廃止、及びそれに伴う税率の変更などの改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	-	原案決	3/4	
議案第54号	下川町証明事務等の手数料徴収条例の一部を改正する条例 地方公共団体情報システムの標準化移行に伴う様式の変更等及び「住民基本台帳カード」のサービス終了に伴う改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	-	原案決	3/4	
議案第55号	下川町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例 単身者住宅の入居者資格を40歳以下に引き上げるとともに、入居後は66歳に達するまで入居を可能とする改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	-	原案決	3/4	
議案第56号	下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例 正当な理由なく相当期間にわたり居住していないことが認められた場合、使用の承認を取り消すことができる旨を新たに追加する改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	-	原案決	3/4	
議案第57号	下川町国民健康保険条例及び下川町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者等に対し支給していた傷病手当金の支給に関し、その取扱いを削る等の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	-	原案決	3/4	
議案第58号	下川町公区会館等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例 公区会館の老朽化に伴う将来的な管理の在り方について、抜本的に見直す必要があることから条例の廃止をするもの	○	○	○	○	○	○	-	原案決	3/4	
議案第59号	下川町役場居宅介護支援事業所設置及び管理に関する条例を廃止する条例 主任介護支援専門員の配置が困難であることから、役場居宅介護支援事業所の指定の更新を行うことができないため廃止をするもの	○	○	○	○	○	○	-	原案決	3/4	
議案第60号	下川町過疎地域持続的発展市町村計画について 現行の下川町過疎地域持続的発展市町村計画が令和7年度をもって終期を迎えることから、令和8年度から令和12年度までを期間とする計画を策定するもの	○	○	○	○	○	○	-	原案決	3/4	

議案第61号	令和7年度下川町一般会計補正予算（第10号） 緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等による補正（総合行政情報システム運用事務、地球温暖化対策推進事業等） 補正額：△1億3,857万5千円 補正後の額：61億5,316万2千円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	3/4	
議案第62号	令和7年度下川町介護保険特別会計補正予算（第4号） ※介護保険事業勘定 事務事業の執行見込みによる補正 補正額：△3,337万円 補正後の額：4億4,808万3千円 ※介護サービス事業勘定 事務事業の確定及び執行見込みによる補正 補正額：△1,006万5千円 補正後の額：3億5,061万9千円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	3/4	
議案第63号	令和7年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） 事務事業の確定及び執行見込みによる補正 補正額：△6,811万6千円 補正後の額：4億2,177万4千円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	3/4	
議案第64号	令和7年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 事務事業の執行見込みによる補正 補正額：△408万6千円 補正後の額：6,978万4千円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	3/4	
議案第65号	令和7年度下川町下水道事業会計正予算（第5号） 事務事業の確定及び執行見込みによる補正 補正額：収益的収入 2,611万円 支出 1,794万2千円 資本的収入 △245万8千円 支出 △253万3千円 補正後の額：収益的収入 2億6,889万4千円 支出 2億6,260万7千円 資本的収入 1億9,296万5千円 支出 2億6,350万6千円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	3/4	
議案第66号	令和7年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第5号） 事務事業の確定、執行見込み及び財源調整による補正 補正額：収益的収入 463万8千円 支出 △753万8千円 資本的収入 △533万3千円 支出 △499万2千円 補正後の額：収益的収入 1億829万9千円 支出 2億7,363万9千円 資本的収入 3,555万4千円 支出 3,757万2千円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	3/4	
議案第67号	令和7年度下川町病院事業会計補正予算（第3号） 入院・外来患者数の予定量に対する減少及び執行見込による補正等 補正額：収益的収入 △1,587万7千円 支出 △335万円 資本的収入 70万円 支出 161万7千円 補正後の額：収益的収入 5億5,695万5千円 支出 6億1,500万6千円 資本的収入 2,881万8千円 支出 3,595万8千円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決	3/4	

議案第68号	令和8年度下川町一般会計予算 歳入歳出：61億9,600万円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	3/16	付託
議案第69号	令和8年度下川町介護保険特別会計予算 歳入歳出： 介護保険事業勘定 4億4,905万円 介護サービス事業勘定 3億6,720万円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	3/16	付託
議案第70号	令和8年度下川町国民健康保険事業特別会計予算 歳入歳出：4億7,491万円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	3/16	付託
議案第71号	令和8年度下川町後期高齢者医療特別会計予算 歳入歳出：8,810万円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	3/16	付託
議案第72号	令和8年度下川町下水道事業会計予算 歳入歳出： 収益的收入 2億5,541万1千円 収益的支出 2億5,311万8千円 資本的收入 2億3,521万6千円 資本的支出 3億1,212万4千円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	3/16	付託
議案第73号	令和8年度下川町簡易水道事業会計予算 歳入歳出： 収益的收入 1億988万円 収益的支出 2億6,476万円 資本的收入 1,236万円 資本的支出 1,448万9千円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	3/16	付託
議案第74号	令和8年度下川町病院事業会計予算 歳入歳出： 収益的收入 5億7,238万7千円 収益的支出 6億2,476万9千円 資本的收入 457万1千円 資本的支出 1,067万8千円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	3/16	付託
報告第12号	環境保全の状況と施策について 令和7年度の環境保全の状況と施策について	—	—	—	—	—	—	—	—	報告済	3/4	
報告第13号	下川町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について	—	—	—	—	—	—	—	—	報告済	3/4	

(※3/16追加議案)

議案番号	議案名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
会議案第8号	下川町ふるさと開発振興公社での不祥事再発防止及び経営改善等に関する決議	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	3/16	
会議案第9号	下川町議員のなり手不足対策特別委員会の設置に関する決議 議員のなり手不足対策に関する調査のため設置するもの 設置期間：上記調査終了まで	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	3/16	

注) 議長は、議事進行を行うため賛否の表明はしません。賛否が同数の場合のみ表明します。



(4) 一般質問の実績

一般質問は、議員が町の施策の執行の状況や将来の方針などについて、政策的提言や行政の課題などを執行者に直接質すために行うものです。また、執行者の見解や施策について報告・説明を求めることのほか、問い質すこともあります。

一般質問は、6・9・12・3月に開催する定例会議でのみ実施することができ、定例会議2日目以降の日に実施しています。

また、令和3年3月定例会において下川町議会基本条例が新規制定された際に、一般質問における「反問権」が町長のみで付与されました。その後、令和4年3月開催の3月定例会議において、議員発議により下川町議会基本条例の一部改正がなされ、町長のみでなく、教育長及び各行政委員会の長（農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員）にも付与されることとなりました。

「反問権」とは、答弁者が質問者に対して問い返すことができるというものであり、質問の趣旨、内容の確認、質問の背景及び根拠の確認を行うことをいいます。

◆提出件数等

提出年月	提出議員数	質問数	提出〆切	議運協議	一般質問日
R 7年 6月	3議員	6問	R 7. 6. 11	R 7. 6. 12	R 7. 6. 18
R 7年 9月	4議員	7問	R 7. 9. 10	R 7. 9. 11	R 7. 9. 17
R 7年12月	3議員	5問	R 7. 12. 10	R 7. 12. 11	R 7. 12. 17
R 8年 3月	3議員	3問	R 8. 3. 5	R 8. 3. 5	R 8. 3. 11
R 7年合計		21問			

※一般質問の状況は、YouTubeで公開しています。

■6月定例会議一般質問（令和7年6月18日実施）

提出議員	質 問 事 項
斉藤議員	高校生への通学費助成について
	带状疱疹ワクチン接種助成の拡充について
	五味温泉の不正会計処理について
中田議員	危機管理体制の充実について
	環（わ）のまちづくりについて
桜木議員	町長公約の進捗状況と自己評価について

■ 9月定例会議一般質問（令和7年9月17日実施）

提出議員	質 問 事 項
奥崎議員	ふるさと交流館や札天山収蔵館の今後の活用について
斉藤議員	災害時における対応について
	改正鳥獣保護管理法施行に伴って始まる緊急銃猟の対応について
小原議員	スマホ条例の制定について
	下川町自治基本条例の運用について
桜木議員	商工業の振興対策について
	合同墓の整備などについて

■ 12月定例会議一般質問（令和7年12月17日実施）

提出議員	質 問 事 項
桜木議員	自主性や個性を活かした教育の在り方について
中田議員	小学生、中学生の読解力・記述力向上について
	公区の今後について
斉藤議員	物価高騰対策について
	技術者育成に係る支援について

■ 3月定例会議一般質問（令和8年3月11日実施）

提出議員	質 問 事 項
斉藤議員	人口減少を見据えた持続可能なまちづくりについて
中田議員	外国人材の採用について
奥崎議員	下川町共育ビジョンに基づく地域と学校をつなげる取り組みについて

▼反問権行使 2回（6月定例会議 斉藤議員、3月定例会議 奥崎議員）

(5) 文書質問の実績

文書質問は、下川町議会基本条例第20条で行うことができると規定されており、定例会議を実施している月を除く月に実施することができます。また、文書質問は、議員が主体的かつ機動的な議員活動に資することを目的として実施しています。

文書質問制度の運用開始は、令和3年7月からとなっています。

◆提出件数等

提出年月	提出議員数	質問数	提出〆切	議運協議	回答〆切
R 8 年 4 月	1 議員	1 問	R 8. 4. 9	R 8. 4. 10	R 8. 4. 30
R7 年合計		1 問			

※文書質問は、定例会議月(3・6・9・12月を除く月)に実施できます。

※文書質問の回答は、各月毎に町のWEB ページ、又は議会だよりにて公表しています。

ただし、紙面の都合上、議会だよりでは文書質問の一部のみの掲載となっています。

※8月及び1月の文書質問は議員申し合わせにより実施しませんでした。

■令和8年4月文書質問

提出議員	質 問 事 項
我孫子議員	地域おこし協力隊、会計年度任用職員等の充足状況等について

(6) 総務産業常任委員会の所管事務調査の実施概要

総務産業常任委員会は、下川町議会に常設で置かれている委員会で、町長から提出された議案などを専門に調査、審議する機関で、議長を除く6名で構成されています。

なお、下川町議会での常設の常任委員会は、本委員会のみとなっています。

所管事務調査は、地方自治法第109条第2項で、「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する」と規定されており、委員会が自主的にその所管する事務について行う調査として実施しています。

令和7年定例会中では、町内と道内の2回の調査を実施しています。所管事務調査の概要は以下のとおりです。

I 町内所管事務調査

- ◆ 調査の目的：各種事務事業の執行状況及び施設の管理運営状況を調査し、今後の行政推進に資する。
- ◆ 調査期間：令和7年9月30日（火）～10月1日（水）（2日間）
- ◆ 調査内容：
 - (1) 有害鳥獣捕獲等対策事業
 - (2) 水道管の現状と今後の予定
 - (3) 下川小学校の運営状況
 - (4) 多目的宿泊交流施設管理事業
 - (5) ふるさと交流館の管理運営状況
 - (6) 未利用町有地の現状と今後の予定
 - (7) 旧マトラスターテクノクラシーの建物について

(1) 有害鳥獣捕獲等対策事業

■概要：

I 下川町における有害鳥獣捕獲数の推移

エゾシカの捕獲数は、9月1日現在で280頭の捕獲数となっており、囲いわたの捕獲により増加傾向にある。

ヒグマの捕獲数は、9月30日現在で16頭であり、箱わなによる捕獲により右肩上がりの状況にある。

アライグマの捕獲数は、9月30日現在で55頭であり、昨年と同様の捕獲数で落ち着く見込みである。

II 有害鳥獣による農業被害の推移

エゾシカによる農業被害は、主に牧草・デントコーンであり、概ね横ばいの傾向にある。ヒグマによる農業被害は、主にデントコーンの被害であり、その年によって変動はあるものの、被害金額は縮小傾向である。アライグマによる農業被害は、主にカボチャの被害であるが、カボチャの生産戸数の減少により被害状況の把握は困難な状況である。しかし、家庭菜園等の被害報告もあり、潜在的な被害がある状況である。



III その他

ヒグマの通報件数は、9月30日現在で133件となっており、既に令和6年度の通報件数を上回り、右肩上がりに増加している。また、猟友会の会員数は10名であり、高齢により2名が猟友会から脱退する見込みである。

*緊急銃猟対応マニュアル（下川町）について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の一部改正により、地域住民の安全を担保した上で、人身被害が生じる恐れの高いクマ等の大型獣に対して、緊急的に人の日常生活圏で銃猟を行うことが可能となる制度（緊急銃猟）を適切に進めるために、下川町が策定したマニュアルであり、その手順について説明を受けた。

（意見交換）

- ヒグマの箱わなは何基所有しているのか？
→町内では6基を保有しており、デントコーンが被害を受ける時期にはすべて使用することがある。今後もクマの総数は増加傾向が予想されており、現状では不足しているため、来年度には増設を検討している。
- エゾシカやクマの推計生息数は把握しているのか？
→本町の有害鳥獣の予測生息数を把握していないが、エゾシカについてはライトセンサスにより北海道全体の推計が出ており、その数値から本町でも増加傾向にあると推測はできる。一方で、クマについては同じ個体が似た場所でも出没することもあるため、正確な生息数の把握は困難である。

- ・クマなどの出没の予防についての手立はあるのか？
→町内のクマの出没は川から侵入することが多いため、草刈りなどが有効な対策となる。また、電牧柵の設置も有効と考えられており、町としても次年度以降の対策として電牧柵の支援を検討していきたい。

■所見：緊急銃猟の判断については、職員の人事異動があることから判断の平準化は難しく、専門部署の設置や専門職員の配置が望まれる。
緊急銃猟対応マニュアルが有効に機能するためにも、警察と関係機関が連携した実践的なシミュレーションを今後も継続的に実施していただきたい。

(2) 水道管の現状と今後の予定

■概要：下川町では、令和6年度末時点で2,602名の町民に生活用水を供給する水道管を保有しており、有収水量は311,598 m³、管路延長は70.4 kmである。令和6年度には簡易水道事業全体計画が策定され、耐用年数を超過した管路は約50 kmに達しており、更新費用は概算で23億円と見込まれている。重要施設（病院・災害時の避難所を想定）の管路を耐震化等の施工を行う場合、1 km当たり約4,600万円の費用が必要とされており、今後は資材費の高騰や人件費の費用増加により、さらなる負担増が予想される。また、有収率が61.8%と低いため、漏水等の改善が求められている。

(意見交換)

- ・管路更新の開始時期の計画はあるのか？
→昨年度に簡易水道事業全体計画を策定し、本年度は経営戦略の見直しを行い、令和8年度に上下水道料金の見直しを経て、令和9年度に現実的な実施計画の設計が行われる予定である。ただし、水道料金の改定の実務が遅れる場合、管路更新の実施も遅れる可能性がある。
- ・漏水状況は？
→毎年漏水調査を実施しており、夜間漏水検査において直近では下川浄水場給水区域内で毎時24 m³、一の橋浄水場給水地区内では毎時1~2 m³程度の漏水が発生している。漏水箇所は順次修繕されており、令和6年度には6か所、令和7年度には2か所の修繕が行われた。漏水改善の効果としては、本年は毎時2 m³程度、昨年では最大で毎時5 m³の改善が見られた。

■所見：40年の耐用年数が経過した50kmに及ぶ管路更新については、現実に即した調査が必要であり、利用消費水量の実態に合った管径の選定や緊急度の評価による施工区域の優先順位付けなど、多角的な視点を取り入れ、今後も高騰が予想される経費負担の軽減や工期短縮につながる実施計画の策定が求められる。

有収率の改善により、損失の少ない送水や浄水機材の摩耗を防ぐことが求められる。漏水については、今後も引き続き調査と解消に向けた対応をしていただきたい。

(3) 下川小学校の運営状況

■概要：下川小学校では、「今を確かに生き、未来にはばたく子どもを育てる」を教育目標に掲げ、校訓として「考える子ども（知） 明るい子ども（徳） がんばる子ども（体）」を定め、児童及び地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを目指している。

現在、在校児童は113名、教職員は24名である。

本年より施設分離型の小中一貫校が始動しており、15歳を見据えた切れ目のない学習指導と特色ある学校づくりを進めるため、今年度は小中一貫教育としての教育目標を策定する予定である。策定に当たっては、小中一体を感じるような、「15歳になった時にこういう子になってほしい」というメッセージを目標に込めたいとのことであった。

校内視察では、特別学級において星座の種類やパズル・思考クイズなどを用いた授業が行われていた。普通学級においては、国語はパソコンを活用した



授業、理科では川の特徴について児童同士が意見交換を行い、理解を深める様子が見られた。

学習発表会の練習では、鍵盤ハーモニカ、合唱、上名寄郷土芸能「春駒」など、各学年が10月11日の本番に向けて練習に励んでいた。

(意見交換)

・教職員の長時間労働の改善状況は？

→以前は夜遅くまで勤務する職員も多かったが、現在は長時間労働とならないよう配慮している。教員の中には積極的に研修に参加する者もあり、その

両立は難しいと感じている。実際に労働時間が超過してしまう職員もいるが、ICT 機器の活用により、昨年よりは長時間労働の改善が見られている。一方で、単に労働時間が軽減されたことを良いとするのではなく、その時間を子どもたちと向き合う時間として活用し、学校生活の充実につなげることも重要であるため、その両立を図りたい。

■所見：小中一貫校として9年間を見通した教育実践を着実に推進するとともに、それが下川の教育の特色となるよう取り組んでいただきたい。

教職員が児童に寄り添い、理解を深めようとする教育姿勢が印象的であった。

(4) 多目的宿泊交流施設管理事業

■概要：下川商業高校及び下川中学校に在籍する通学困難な生徒の共同生活及び宿泊交流を通じて、児童生徒の健全な育成を図ることを目的に、令和7年度から指定管理を株式会社 Grate Inc が担っており、指定管理開始から半年が経過した状況である。現在、男女合わせて11名が共同生活を送っている。食事は地元食材を活用しており、生徒からの評価も良好である。ゴミの分別については、スタッフが介入しながら適切な分別に努めている。運営は、スポットで勤務するスタッフも含め6名で行っている。

(意見交換)

- ・施設の老朽化が進んでいるが、どのような修繕がされているのか？
→施設の状態を見ながら計画的な修繕を今後も検討していきたい。本年度は、食堂の窓を二重サッシに交換し、渡り廊下の床材をクッションフロアに改修している。次年度は、食堂にクーラーを設置する予定であり、築年数の古い北棟については、現在使用されている部屋を防寒対策として二重サッシに改修し、居住環境の改善を進めていきたい。
- ・指定管理者から生徒へ生活指導をすることはあるのか？
→入居時に共同生活のルールを伝えている。
共同生活において時間厳守や整理整頓は重要であるが、長期間帰宅が困難な生徒のことを思うと、ここを家庭のように安心して過ごせる場所として使ってもらいたいと考えている。



■所見：施設の老朽化が著しいため、計画的な修繕を通じて利用者の生活環境の改善に努めていただきたい。

教育課と指定管理事業者が情報共有を行うことで、事業継続の支援となるよう、今後も定期的な意思疎通を図っていくべきである。

(5) ふるさと交流館の管理状況

■概要：ふるさと交流館は、平成3年7月に開館した施設である。釧路市出身の建築家、毛綱毅曠氏の監修によるもので下川町の開拓に関する各種機具、アイヌ民俗資料、考古学資料などが展示されている。また、母村である岐阜県郡上市を紹介するパネル展示も行われている。

しばらく学芸員は不在であったが、今年度地域おこし協力隊として学芸員を採用し、9月まで館内の資料整理や運営を担っていた。毎週水曜日の午後には「語り部」も常駐しており、8月末までの館内利用者は158名である。

(意見交換)

・欠員となった学芸員の補充を今後どうしていくのか？

→現在検討中であり、すぐ募集をかけるか、来春からの募集とするのかは内部で協議していく予定である。

・毛綱毅曠氏の監修であることを積極的に紹介することで来館者を増やすことはできないか？

→行政として積極的に推しているわけではないが、外観を見に来る来町者の中には、毛綱毅曠氏の監修であることを認識している方もいるとのことであった。今後の改修に当たっては、毛綱毅曠氏のコンセプトを尊重し、外観を維持する必要がある、外見が損なえば監修された建物として紹介できなくなる懸念がある。

- ・展示物のリニューアルをすることは考えていないのか？

→展示の在り方を学芸員等に諮る必要がある。過去に一度展示方法の見直しを行った際には、1,200万円が拠出されている。現在の展示配置については、文化財保護審議会からも問題ないとの意見もあり、現状が維持されている。



■所見：現在の展示内容について、外部の有識者や他市町村の学芸員を招聘し、文化財保護審議会とともに様々な意見をもらうことで、今後の展示の方向性が明確になると考える。現在の交流館の立ち位置を確認した上で、学芸員の募集を行うべきである。

本館の修繕については、閉館期間などを有効に活用し、鑑賞機会の消失や来館者の影響が最小に抑えられるような修繕計画を策定すべきである。

(6) 未利用町有地の現状と今後の予定

■概要：参考資料として、「下川町市街地 公有地／遊休地マップ」により、各遊休地の確認と一筆図形を用いた概要説明を受けた。

(意見交換)

- ・販売可能な土地や購入希望のある場所はあるのか？

→現在のところ購入希望の申し出はないが、遊休地を活用した工事関係の仮事務所設置などの事例はある。販売等については、土地ごとに検討の必要がある。

- ・今後遊休地の活用の検討はあるのか？

→これまで具体的な検討はされていないが、都市計画マスタープランの中でゾーニングのイメージは示されていた。



■所見：多くの未利用遊休地が冬期の雪堆積場として活用されていることが確認できた。役場庁舎の建替検討においては、遊休地の存在が重要となるため、遊休地であっても優先度を明確にし、町民の理解を得るよう努めるべきである。

(7) 旧マトラスターテクノクラシーの建物について

■概要：当該施設は、企業誘致に伴い、町が整備して貸与されていたが、事業撤退により施設が返還され、現在は本町が管理している。当該施設の現地確認を事前に実施しており、今回は平面図を用いた概要説明を受けた。建設は平成3年であり、新しい基準の下、耐震化が施された施設である。

(意見交換)

- ・施設の利用予定は考えているのか？
→現在のところ検討されていない、当面はスポーツセンターで保管されている災害用備蓄品を移動し、ラックを設置して管理する予定である。施設の管理は総務企画課が担うことになる。
- ・施設の利活用をいつまでに決めるのか？
→役場庁舎等あり方検討委員会の中で、公共施設の機能の在り方と合わせて検討することになる。現時点では期限を設定していないが、必要に応じて個別に検討する可能性もある。
- ・判断を先延ばしにすると、耐用年数が経過してしまうことで活用できなくなる懸念があるため、具体的に検討を進める必要があるのではないかと？
→1年での決定は難しいが、2年程度で方向性を定めていければと考えている。

■所見：施設が活用されなければ急速に劣化が進むため、早急な判断が求められる。判断を先延ばしせず今後の施設の利活用方針を定めていただきたい。

■総合所見

議会や委員会等で指摘した事項、意見等については、速やかに検討すべきである。

II 道内所管事務調査

- ◆ 調査の目的：懸案事務事業に関する調査を行い、今後の行政推進に資する。
- ◆ 調査期間：令和7年10月22日（水）～10月24日（金）（3日間）
- ◆ 調査事項：（1）住みたい田舎北海道エリア総合1位の取り組みについて（沼田町）
（2）「更別スーパービレッジ構想」について（更別村）
（3）おとふけ町ビジネス創出拠点「昭和商学校 palette」の取り組みについて（音更町）
- ◆ 調査の概要と所見

（1）住みたい田舎北海道エリア総合1位の取り組みについて（沼田町）

（沼田町の概要）

沼田町は、旭川市から43キロほど西に位置し、人口2,739人（R7.4.30現在）、高齢化率45.7%の町である。主要産業は農業で、お米とトマトの産地となっている。

（移住定住の取組）

平成11年に沼田町移住及び定住の促進に関する条例を基に、移住定住事業を開始した。平成28年に「移住定住応援室」を設置し、取組や事業を集約している。

（主な施策）

①農村型コンパクトエコタウン構想「あるくらす」

車に頼らず「歩いて暮らせるまち」をコンセプトに、高齢者が歩いて暮らせる生活圏として、沼田駅を中心とした半径500mの範囲内に学校、診療所、高齢者の施設やスーパーを集約。歩いて暮らせるまちづくり「農村型コンパクトエコタウン構想『あるくらす』」を推進している。

②暮らしの安心センター（施設）

町民の利便性を重視した「暮らしの安心センター」の中には、町立沼田厚生クリニック・デイサービスセンター・社会福祉協議会・なかみちカフェ（地域住民の交流場所の提供）・トレーニングルームが整備されており、地域の「医療」「福祉・子育て」「介護」の総合施設となっている。



③「ちょっと暮らし」体験

移住の不安を解消するため「ちょっと暮らし」を体験できる住宅を有償で用意している。移住体験住宅については、包括連携協定を締結している北海学園大学の学生らがフィールドワークとしてリノベーションを提案から施工まで行い、リノベーション期間中には、夜高あんどん祭りに参加するなど地域との関わりについても学んでいる。

(意見交換)

- ・移住施策に偏っているのではないかと声が出ることはないか？
→基本的には町民全体が対象となる事業で構成されているため、移住者を優遇しているといった声は聞くことはない。

- ・空き屋バンクの値段の設定はどのように設定しているのか？
→空き屋バンクで紹介する物件は、最低価格を50万円以上に設定している。民間の不動産会社の取引に配慮したものである。



- ・沼田町の転入・転出人数はどのような状況か？
→昨年の転入者は64名、本年も既に二十数名を受け入れている。転出については、自然減が要因である。

■所見：コンパクトなまちづくりは、行政サービスや行財政運営の効率化を図る上で重要である。今後、公共施設の再編・統廃合を進めるに当たっては、各施設にどのような機能やサービスを集約するかによって、町民の利便性や利用しやすさが大きく左右される。コンパクトなまちづくりの観点を踏まえ、町民

が利用しやすく、効率的な行政運営につながるよう、施設の配置や設計に十分な配慮を行う必要がある。

(2) 「更別スーパービレッジ構想」について（更別村）

（更別村の概要）

更別村は、十勝地方の中南部に位置しており帯広市に隣接している。人口は3,060人（R7.10.31現在）、広大な農地を活かした農業が主産業となっている。農家戸数は198戸（2024年度）であり農家一戸当たりの耕作面積は55ヘクタール、トラクター保有数6台と日本最大規模の農業地域である。

（スーパービレッジ構想）

村が抱える様々な課題に対してデジタル技術を活用すると共に、地域のコミュニティを再構築するため「更別村スーパービレッジ構想」を提案し、令和4年に国のデジタル田園都市国家構想推進交付金の採択を受けた。

（通信環境の構築）

村内の公共施設や商業施設等にフリーWi-Fiスポットを40か所設置し、インターネットに接続できる環境を村全体に広げ、村民に無料で開放している。どこにいても施設予約や村内移動サービスを利用することができるようにすることを目指している。

（主な施策）

村の課題①：高齢人口の増加・医療介護サービスの逼迫、ニーズの増加

「ひゃくワク SARABETSU DIGITAL」は、100歳までワクワクして暮らす街づくりをコンセプトにした村民向けのデジタルサービスで、選ぶサービスによって一部有料となっている。「趣味」「健康」「生活」「その他」に分類されており、デジタルサービスを活用することで、日常生活に役立つ便利さを実感できるよう工夫されており、体験を通して無理なくデジタルに参加ができるように促している。



村の課題②：農家戸数の減少・オペレーターの不足・先進技術の導入

農業に対しては、GPSの導入、ドローンによる自動航行によるリモートセイシ

ング、農薬や種子散布、土壌検査のサンプリング、ロボットトラクターなどの ICT 化の推進により農作業負担の軽減や大規模に対応した担い手の育成を図っている。

村の課題③：産業シフトが進まない、

就業バランスが農業に偏っていて他産業が伸びない

デジタル田園都市を推進し、組織を引き継ぐ形で更別村スーパービレッジプロジェクトに特化した合同会社を設立。新たな産業の創出を目指している。

このプロジェクトの推進により経済波及効果は産官学の事業費として、総額 112 億円、経済効果は 177 億円、村内雇用創出は 250 人、就業誘発人数は 1,252 人を見込んでいる。



また、いち早く通信インフラを整えたことで情報通信事業の実証地となり、通信メーカーや農機具メーカーの参入や現地での実証実験も多い。企業版ふるさと納税にも効果が波及しており、そのことが社会貢献、パートナーシップの締結、新事業展開に結びついている。

(意見交換)

- ・デジタルを苦手とする人が活用をしていくための促す取組はあるのか？
→スマホなどの機器に抵抗がある高齢者に重点を置いて使い方を教えていくが、数年経過することでスマホに対応した世代の社会にシフトしていくと思われる。郵便局の一角に「町の保健室」としてスマホ機器の相談所を常設している。
- ・スーパービレッジ構想を進めていく上で今後必要なことは何か？
→村の定住につなげるには、子どもたちが質の高い教育を受けられる環境を整えることが重要である。環境を整えることで開発メーカーにとっても安心して社員を派遣できるという判断材料のひとつになる。
- ・農業支援の方向性としてどのような動きがあるのか？
→大規模農家が多く、無人トラクターや自動運転トラクターが浸透している。現在は蓄積されたデータを活用する段階に移行しつつある。

■所見：少子高齢化に伴う人材不足、住民サービスの維持に対応するためには産業や福祉などのデジタル化は必要不可欠である。本町の DX 化においても有効な国

の制度を活用することにより、下川町の実情に合った施策を推進する必要がある。

(3) おとふけ町ビジネス創出拠点「昭和商学校 palette」の取組について（音更町）

(音更町の概要)

音更町は、十勝平野のほぼ中央に位置しており帯広市に隣接している。人口は4万2,493人(令和6年度末)、広大で肥沃な大地に恵まれた農業が基幹産業であり、作付面積、生産量、共に全国でもトップクラスである。

(設立の経緯)

旧昭和小学校は2020年に閉校をきっかけに地域活性化と産業振興を目的に2023年4月にリノベーションを経て設立。行政だけではなく官民連携で取り組む「地域共創」により、(株)山忠HDグループが主体事業者として入居し、避難所を兼ねた施設として昭和小学校を改修した。

「商」の学校としたことで本町のビジネスの拠点として産業活性化などを目指している。

(主な事業)

①コワーキングスペース

共用空間と個室 3 部屋で構成されており共用空間は無料、個室利用は有償となっている。



②シェアキッチン

最新の調理機器が整備されている。保健所の営業許可が取得可能な設備となっており、焼き菓子などの試作から試験販売までできる設備となっている。

③シェアオフィス

事業者は、昭和商学校 Palette の住所で法人登記をすることで準備期間が短く、小額の投資で事業を始めることができ、シェアオフィスを利用することもできる。また、(株)山忠 HD と(株)そらが十勝地域の更なる活性化と起業をしようとする起業家等に共同で支援を行うために設立した「合同会社コントレイル」によって、スタートアップや新規事業の立ち上げの出資・融資支援を含むコンサルティングを提供している。

(意見交換)

- ・シェアオフィスの受入数に制限を設けているのか？

→シェアオフィスに住所を置く事業者数の制限を設けず、意欲ある事業者を受け入れていきたい。この住所を事業所の所在地とすることで、銀行口座の開設や法人登記など独立に係る手続きをスムーズに進めることができる。

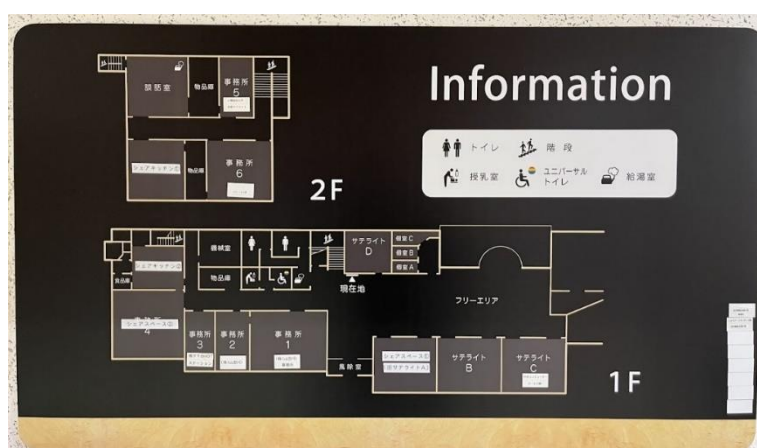
- ・音更町以外の企業の事業進出もあるのか？

→企業参入の募集は常時行っており、音更町に貢献できるか、事業の発展に適しているかを判断しながら支援を行っていく。近年では、池田町の企業が音更町に本社を移転し、移住した事例もある。

- ・独立を目指す事業予定者に対してどのような支援をしているのか？

→相談員が1名常駐している。独立に向けた出品トライアルについては、これまでに複数回実施しており、道の駅や地元スーパーで試験販売を行うことで、実際のお客の反応を確認し、事業化に向けた手応えを掴むことができる。また、出品方法や陳列等の工夫については、アドバイザーが多角的な視点から助言を行い、より売れやすい形に改善できるよう支援をしている。

■所見：起業支援から産業支援へとつなげた参考となる事例である。本町でも取り組むことが可能な事業であるため、既存の施設を活用しつつ、地域課題の解決に結びつく振興施策を進めていく必要がある。



(7) 議会運営委員会における研修・調査の実施概要

地方自治法第109条第3項で、「議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。①議会の運営に関する事項 ②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ③議長の諮問に関する事項」と規定されています。議会運営のための研修活動の一つとして、より良い一般質問にするために美深町議会と合同の勉強会を行ったほか、令和7年定例会の議会活動の取組目標の一つである「議員のなり手不足解消に向けた、町民との意見交換会など具体的な取り組みを進める」を調査するため、近隣で取組を行っている興部町議会に行政視察に行ってきました。

研修・調査報告は以下のとおりです。

I 研修活動

◆ 研修の目的：一般質問の質の向上などのため、美深町議会との合同勉強会

◆ 研修期間：令和7年11月27日（木）（1日）

◆ 研修の概要

美深町議会と合同により研修会及び意見交換会を実施（下川町役場4階中会議室）。

研修会ではオンラインにより、「より良い一般質問にするには」と題して地方議員研究会総括コンサルタント川本達志氏の講演を受けました。



一般質問の成果として、①現状に関する町民への明確な情報提供、②隠れていた重要な課題、③課題解決のための政策を提案し実現など、質問の成果を何に求めるかを常に意識すること、また質問する提案の内容によって行政側の取組状況や現状のデータなどを担当者から十分な聞き取りを行うことが必要などのアドバイスがありました。

意見交換会では、3つのグループに分かれて講演の感想や議会運営など自由な意見交換が行われました。

II 調査活動

- ◆ 調査の目的：議員のなり手不足対策等について
- ◆ 調査期間：令和7年12月26日（金）（1日）
- ◆ 調査の概要と所見
興部町議会の議員のなり手不足対策及び議会改革の取組について
（興部町役場議場・大会議室）

■概要

（議員のなり手不足対策の概要）

興部町議会の議員選挙については、平成27年の統一地方選挙から3期連続で無投票という状況であり、令和元年からは2期連続で欠員が生じた。

このような状況を踏まえ、令和元年の6月から「議会改革特別委員会」を設置し、令和5年3月まで議員定数や議員報酬など、10項目にわたって課題検討に取り組んだ。



【検討結果】

- ・ 議員定数：次の一般選挙から1人減の9人とする。
- ・ 議員報酬：現状維持が妥当である。（185,000円）
- ・ 勤労者及び女性の参画：議員のなり手不足解消につながるよう、関係機関等に働きかけを行なう。議会会議規則の改正（出産、育児、介護等の欠席事由を規定）。



令和5年4月の統一地方選挙において、議員定数9人に対し8人の立候補となり、2期連続で定数割れとなったことから、令和5年9月の第3回定例会において「議員なり手不足検討特別委員会」を設置し、なり手不足の検討に取り組むこととした。

【特別委員会の取組】

(令和7年10月現在で18回の委員会を開催)

- ・議会モニター制度：議員なり手不足検討特別委員会が終了した後に、議会改革として議会モニター制度について考えていく。
- ・議員の学校：令和7年10月17日に開校式及び第1回を開催（議会の基本の講義や全員協議会・一般質問を体験してみようなど7回にわたって実施）

※第1期：令和7年10月17日～12月（町内7名・町外2名の計9名の参加）

第2期：令和8年度上旬頃を予定している。

- ・議員報酬：特別委員会からの議長への協議結果の報告を受けて、令和7年9月3日に議長から町長へ報酬改定の申し入れを行なう。

（興部・沙留の2会場のほかに漁協、商工会、JAの3団体との意見交換を実施し、51名が参加→議員報酬の増額に関するアンケートに回答32名：増額に賛成28名、増額に反対0名、分からない4名）

※報酬改定の詳細：現行185,000円→改定（案）243,000円については、議員の活動日数を100日とした「興部100日モデル」を作成した。

30%以上の増額が大きく報道されることで、町民が議会・議員に関心を集める効果も期待した。報酬増額の提案は、マスコミや町民向けにインパクトのある提案でなければならなかった。

（タブレット導入の概要）

興部町議会では、議会運営の効率化などに向けたICT化（タブレットの導入）を進めるため、令和5年10月から斜里町議会や美幌町議会などへ行政視察を行った。

タブレットの導入に当たっては、議会と行政を併せて導入することが議会運営の効率化やペーパーレス化などにつながることから、機種を選定、会議規則の改正、タブレット端末運用規程の制定、タブレット操作講習会・試験運用を経て令和7年12月定例会から本格運用している。

①タブレットの導入

- ・システム：ペーパーレス会議システム moreNOTE（モアノート）
- ・チャットツール：自治体専用ビジネスチャット LoGo チャット（ロゴチャット）
- ・仕様端末：iPad Pro（アイパッドプロ）Wi-Fiモデル

②タブレット導入の効果

〈職員〉

- ・ 文書作成：印刷→PDF化
- ・ 封筒作成（宛名書き）→グループチャットの対象者を選択、郵送→データ送信

〈議員〉

- ・ 郵便受取（2～3日）→データ受信（送信後すぐ受取）

③質疑応答

- ・ タブレットでの議案などの差し替えについて、議員の知らないうちに差し替えとなることはないのか？
→そのようなことがないよう十分チェックされている。

（分科会：議員のなり手不足対策について意見交換）

2 グループに分かれて実施した。参加した議員全員が情報共有や意見交換が行なえるよう15分から20分程度の意見交換の後、メンバーの入れ替えが行なわれ、とても活発で実のある意見交換であったと参加議員全員が感じていた。

■所見

議員のなり手不足対策については、議員活動の内容や稼働時間、法的な制限、やりがいなどについて広く知ってもらう必要があること。また、議員報酬の改定を行なう場合は、改定しようとする報酬額の根拠（稼働時間、時間・日額の設定、同規模及び道・上川管内における報酬額の実態と傾向など）や地域での合意形成（説



明会や意見交換会、アンケート調査の実施など）などについて、十分熟慮しながら早めに取り組を進めていく必要がある。

タブレット端末の導入については、それによって得られる効果や導入に係る費用、機器の操作性・汎用性など様々な視点から検証し、今後も調査・研究を行っていく。

(8) 議会広聴広報特別委員会の活動概要

地方自治法第 109 条第 4 項で、「特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。」とされており、下川町議会では、議長を除く全議員で、議会広聴及び議会広報に関する調査・研究、編集並びに発行に関することを目的に「議会広聴広報特別委員会」を設置しており、次の活動を行っています。

① 議会だよりの発行

- ・ 5 月、8 月、11 月、2 月に発行（※各号の概要は資料編に掲載）
- ・ 発行部数：1,700 部
- ・ 配布方法：公区を通じて全戸配布
その他、役場庁舎、総合福祉センター、公民館窓口にて配布
- ・ 下川町のホームページに掲載（PDF 形式）

② 町民意見交換会（議員とフリートーク）の開催

平成 27 年度から、町民から議会活動や町政に対して直接意見を伺う機会として、町民意見交換会（井戸ばた会議）を定例会議前に開催してきました。井戸ばた会議ではテーマに沿って意見交換をしてきましたが、令和 5 年度から、様々な町民の声を聴けるようテーマを設けないフリートーク形式とし、議員を身近に感じてもらえるよう、名称を「議員とフリートーク」に変え、昼と夜の 2 回開催しています。

5、8、11 月の「議員とフリートーク」は午前（10 時～）と夜（18 時～）開催でしたが、「午後のほうが参加しやすい」との声を受け、1 月以降は午後（13 時 30 分～）と夜（18 時～）に時間を変更して開催しました。

出された意見・要望は、議会全体で共有し、取扱い等を検討しています。



令和7年の「議員とフリートーク」での話題は、次のようなものがありました。

公共施設、町の建物・所有物等	今後の庁舎のありかた、公民館の楽器の使用制限、利用実態の検証、スタインウェイ社製のピアノの活用、施設の利用料、除雪の待機所、公民館大ホールの利便性、にぎわいの広場の列車の囲い、教員住宅、避難所の暖房、合同墓
条例、政策、事業	民間団体への資金獲得の仕組み、事業と予算のバランス、交通手段、健康づくりとしもりんポイントの連携、事業者などへの補助金、防災計画、カスタマーハラスメント防止条例、ハピネス検診、福祉有償運送
こども、育児、学校、部活動	部活動の広域連携、部活動に対する補助、子どもの居場所、放課後の校舎の活用、ジャンプ少年団、子どもの進路、部活動地域移行後の指導者、習い事の送迎、下川商業高校の定員割れ
町づくり	商店や事業の後継者、企業誘致、空き店舗、イルミネーションで商店街に活気
役場	外国人人材の活用、各種書類の記載事項、職員対応、懇談会の開催、HPへの情報掲載、広報しもかわ、ITの活用
イベント、行事	トマトの祭り、イベントの日程、各種イベントの開催の見直し、万里の長城祭の活用、はたちを祝うつどい
議会	開催案内、議員とフリートークの内容、議員報酬
環境整備	雑草の管理、工事後の原状回復、立木除去の経緯、植栽柵、雪捨て場の管理、歩道の除雪
公区	役員、今後の公区のありかた、公区活動と会館利用、回覧板のデジタル化、居住実態者への公区費徴収
観光	万里長城の活用
指定管理	運営状況や管理料、防犯カメラの設置、行政のかかわり方、五味温泉の状況、施設の維持管理、案内板
防災	防災計画、避難設備
その他	母村との交流、地域おこし協力隊の任用後、下川の農業の今後、駆除された動物の利活用、歯科診療所、個別相談、土地改良区賦課金

また、これらの意見や要望などを参考に、一般質問や文書質問などを行ったものは次のとおりです。

【一般質問】

9月定例会議
「災害時における対応について」：斉藤議員 「下川町自治基本条例の運用について」：小原議員 「商工業の振興対策について」：桜木議員
12月定例会議
「公区の今後について」：中田議員
3月定例会議
「外国人材の採用について」：中田議員 「下川町教育ビジョンに基づく地域と学校をつなげる取り組みについて」 ：奥崎議員

【文書質問】

4月
「地域おこし協力隊、会計年度任用職員等の充足状況等について」：我孫子議員

より幅広い意見を聞くためには、フリートークだけでなくテーマを絞った内容や、各種団体との意見交換などの機会を増やすことが重要です。また、特に重要だと思われるテーマを、議会としてどのように提言につなげていくかは今後も検討していく必要があると考えています。

③ 議会モニター制度

下川町議会では、平成30年度から下川町議会モニター設置要綱(平成30年議会訓令第1号)を制定し、18歳以上の町民6名で構成される議会モニター制度を実施しています。

議会モニター制度は、下川町議会基本条例第17条第3項において、議会や町政に対する多様な意見、批判、提案等を受け、これらを議会活動に反映させる旨を規定しており、令和7年度においても町民6名の議会モニターを委嘱しました。

- ・令和6年度議会モニター：6名（男性3名、女性3名）
- ・委嘱期間：令和7年5月～令和8年3月

議会モニターの皆さんには、本会議の傍聴や YouTube の視聴、議会だよりなどへの意見・感想のアンケート提出、議員とフリートークやモニター会議へ出席していただきました。

令和7年度のモニター会議は10月と3月の2回行い、議会モニターをやってみた感想やこれからの議会モニター制度などについて意見交換しました。



いただいた感想や意見の一部を抜粋して紹介します。

- ・ 「議会の YouTube は倍速で聞いている」
- ・ 「議会モニターは勉強になった」
- ・ 「出前懇談会や呼びかけ懇談会をやってみては」
- ・ 「役場のフリースペースでお茶を飲みながら議員とフリートークができたらいいいのでは」
- ・ 「下川町の公式LINEにて『YouTube 動画がアップされました』とお知らせが来るが、後から検索をして視聴したい時に、LINE の検索に引っかからないのが難点」
- ・ 「議員が一般質問した内容について、最終的にどのような結果へ辿り着いたのか、最後まで追える仕組みが作れたら良い」
- ・ 「町民の身近な意見や要望を汲み取っていただける議員であってほしい」

LINE の検索については改善を行っており、議会モニター制度でいただいた意見を参考にしていきます。

* 下川商業高等学校生の議会見学

議会モニター制度の開始に合わせモニター事業の一環として、議会に興味や関心を持ってもらうことを目的に、下川商業高等学校の生徒を招いて議会見学を行っています。令和7年度も引き続き一般質問体験を計画しました。

事前学習として、11月4日に北海道立総合研究機構の方から地域課題の調べ方をテ



ーマに授業をしてもらいました。その後11月26日に議会が高校を訪れ、議会と一般質問がどのようなものか、寸劇を交えて説明をしたあと、高校生に質問を考えてもらいました。12月1日、再度高校を訪れ、生徒と議員で質問をブラッシュアップ、1月30日の本番に臨みました。役場庁舎3階の本会議場で、町長、教育

長が参加し、6グループに分かれた高校生が一般質問を体験し、町長らの答弁をもらいました。

その後、参加した高校生から議会に対する意見や感想、町づくりに対する提案など、議会活動への貴重な意見をいただきました。

④ 下川町議会ホームページ

ホームページでは、定例会議や臨時会議の告知のほか、以下の情報を掲載しています。

- ・ 会議録（定例会議、臨時会議）
- ・ 議会だより
- ・ 議会白書
- ・ YouTube リンク（本会議の様様）
- ・ その他のお知らせ

⑤ 下川町公式LINE

下川町公式LINEでは、下川町議会の定例会議や臨時会議、それらのYouTubeの告知を行っています。

令和8年度も引き続き議会モニター制度や「議員とフリートーク」などを通じて、町民との対話機会を増やし、多様な意見や視点を議会活動に反映させていきたいと考えています。このほかにも、各種研修や他市町村議会の取組などを参考にしながら、議会活動に対する町民の関心を高めていけるような取組を研究していきます。

(9) 一部事務組合（消防・衛生施設）議会

◆上川北部消防事務組合

上川北部消防事務組合は、1市3町1村（名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村）が共同で消防事務を行うために設置している一部事務組合です。事務組合の管理者は名寄市長が、副管理者にはそれぞれの町村長が就任しています。

また、事務組合には議決機関として組合議会が組織されており、構成市町村の議会から選挙により選ばれた11名の議員により構成されています。下川町からは2名が組合議員となっています。

*上川北部消防事務組合議会の開催状況

会議名	令和7年第1回上川北部消防事務組合議会臨時会	
日時	令和7年6月30日(月) 14時00分	
場所	名寄消防署 講堂	
案件	議案第1号	財産の取得について
	議案第2号	財産の取得について
	議案第3号	令和7年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算（第1号）
	報告第1号	令和6年度上川北部消防事務組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

会議名	令和7年第2回上川北部消防事務組合議会定例会	
日時	令和7年12月4日(木) 14時00分	
場所	名寄消防署 講堂	
案件	行政報告	第2回上川北部消防事務組合定例会行政報告
	議案第1号	上川北部消防事務組合火災予防条例の一部改正について
	議案第2号	専決処分した事件の承認について
	議案第3号	専決処分した事件の承認について
	議案第4号	令和7年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算（第2号）
	議案第5号	令和6年度上川北部消防事務組合一般会計決算の認定について
	議会報告第1号	例月出納検査の結果報告について

会議名	令和8年第1回上川北部消防事務組合議会定例会	
日時	令和8年3月2日(月) 14時00分	
場所	名寄消防署 講堂	
案件	執行方針	令和8年度消防行政執行方針
	議案第1号	上川北部消防事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について
	議案第2号	令和7年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算(第3号)
	議案第3号	令和8年度上川北部消防事務組合一般会計予算
	議会報告第1号	例月出納検査及び定期監査の結果報告について

◆名寄地区衛生施設事務組合

名寄地区衛生施設事務組合は、1市2町1村（名寄市、下川町、美深町、音威子府村）がし尿やごみ処理施設の管理・運営の事務を共同処理するために設置された一部事務組合であり、事務組合の管理者は名寄市長が、副管理者にはそれぞれの町村長及び名寄市副市長が就任しています。

また、事務組合には議決機関として組合議会が組織されており、構成市町村の議会から選挙により選ばれた13名の議員により構成されています。下川町からは2名が組合議員となっています。

*名寄地区衛生施設事務組合議会の開催状況

会議名	令和7年第1回名寄地区衛生事務組合議会臨時会	
日時	令和7年8月1日(金) 10時30分	
場所	名寄消防署 講堂	
案件	議案第1号	工事請負契約の変更について
	議案第2号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
	議案第3号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
	議案第4号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

会議名	令和7年第2回名寄地区衛生事務組合議会定例会	
日時	令和7年12月4日(木) 15時30分	
場所	名寄消防署 講堂	
案件	行政報告	令和7年組合議会定例会行政報告
	議案第1号	名寄地区一般廃棄物中間処理施設「エコスピカ」の供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第2号	令和7年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計補正予算(第1号)
	議案第3号	令和6年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計決算の認定について
	議会報告第1号	例月出納検査の結果報告について

会議名	令和8年第1回名寄地区衛生事務組合議会定例会	
日時	令和8年3月2日(月) 15時30分	
場所	名寄消防署 講堂	
案件	執行方針	令和8年度行政執行方針
	一般質問	1名 次期し尿及び浄化槽汚泥の処理について ほか
	議案第1号	令和7年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計補正予算(第2号)
	議案第2号	令和8年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計予算
	議会報告第1号	例月出納検査及び定期監査の結果報告について

(10) 下川町議会諮問会議の設置

下川町議会基本条例の制定時において、議員定数や議員報酬などの改正に当たっては、町民会議やアンケート調査等により十分に町民の意向を確認するなどして決定していくことが規定されています。それらの目的を達成する手段の一つとして、「下川町議会諮問会議」が下川町議会の附属機関との位置づけで議会基本条例第 28 条の規定に基づき設置されています。

下川町議会諮問会議は、令和 3 年 9 月 17 日開催の令和 3 年 9 月定例会議最終日において設置が議決されました。委員の任期は 2 年となっており、5 名の委員を委嘱しております。

委員の委嘱状況、設置後に開かれた会議は以下のとおりです。

◆下川町議会諮問会議委員

(任期：令和 3 年 11 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日)

氏 名	役 職
高 橋 裕 明	会長
渡 邊 大 介	会長職務代理者
三 島 卓	
西 村 和 樹	
瀬 川 聖 子	※敬称略

(任期：令和 5 年 11 月 1 日～令和 7 年 10 月 31 日)

氏 名	役 職
高 橋 裕 明	会長
渡 邊 大 介	会長職務代理者
若 園 佳 子	
西 村 和 樹	
瀬 川 聖 子	※敬称略

(任期：令和 7 年 11 月 1 日～令和 9 年 10 月 31 日)

氏 名	役 職
渡 邊 大 介	会長
瀬 川 聖 子	会長職務代理者
若 園 佳 子	
西 村 和 樹	
武 田 浩 喜	※敬称略

◆会議開催状況及び審議案件（令和3年11月1日～令和5年10月31日）

回	開催日	案	件
令和3年定例会議会期中の開催会議			
1	令和3年11月8日	下川町議会議員の期末手当の改定について	など
2	令和4年1月20日	下川町議会会議条例の一部改正について 下川町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の特例条例について	
3	令和4年2月21日	下川町議会会議条例の一部改正について 下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(仮)について	
—	令和4年4月12日	下川町議会議員との意見交換会	
4	令和4年4月25日	下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(仮)について	
令和4年定例会議会期中の開催会議			
5	令和4年5月31日	下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(仮)に係る意見書案について	など
6	令和4年11月29日	下川町議会議員報酬等の期末手当支給率の改定(案)及び意見書(案)について 個人情報保護法改正に伴う「議会の個人情報の保護に関する条例」の新規制定について	

◆会議開催状況及び審議案件（令和5年11月1日～令和7年10月31日）

回	開催日	案	件
令和5年定例会議会期中の開催会議			
1	令和5年11月22日	下川町議会議員報酬の期末手当支給率の改定(案)について	など
令和6年定例会議会期中の開催会議			
2	令和6年11月27日	下川町議会議員報酬の期末手当支給率の改定(案)について 下川町議会議員政治倫理規程について	など

◆会議開催状況及び審議案件（令和7年11月1日～令和9年10月31日）

回	開催日	案	件
令和7年定例会議会期中の開催会議			
1	令和7年12月2日	下川町議会議員報酬の期末手当支給率の改定(案)について	など

(11) 視察対応

行政視察は、議会における政策立案や意思決定に資するために、他自治体等の先進的な取組や施策、実情を現場に赴いて調査・研究を行う重要な議会活動となります。下川町議会においても、道内外の他自治体等への行政視察を実施しています。

また、他の自治体等の視察についても受入れを行っています。

ここでは、通年議会開始後から、下川町議会としての受入れ・対応状況について記載しています。

◆視察受入対応

月 日	受 入 議 会 等	内 容	受入人数
令和3年定例会議会期中			
1	10/18 和寒町議会	議会改革、議会活性化について	10 (随同行 1)
令和4年定例会議会期中			
1	8/29 東川町議会 総務文教常任委員会	SDGs、バイオマスについて	7 (随同行 2)
2	11/7 美深町議会	議会運営、議会のゼロカーボンの取り組みについて	10 (随同行 1)
令和5年定例会議会期中			
1	6/29 剣淵町議会 定数等議会改革特別委員会	議会改革の取り組みについて	9 (随同行 2)
2	7/12 岐阜県郡上市議会 政策立案を進める会	SDGs、バイオマスについて	13
3	7/21 和寒町議会 活性化等特別委員会	議会運営委員会、常任委員会等の運営について	8 (随同行 2)
4	11/6 浦幌町議会 総務文教厚生常任委員会	地域共育ビジョン、総合教育大綱の各施策について	5 (随同行 2)
5	12/7 美瑛町議会 議会報特別委員会	議会だより、議会モニター制度について	5 (随同行 2)
令和6年定例会議会期中			
1	7/6 神奈川県横浜市戸塚区議員団	とつかの森見学、チェーンソーアート、森ジャム会場見学、フルーツトマト栽培見学 ほか	9

2	7/9	上川北部女性議員団	木質バイオマスを利用したエネルギー自給について	9
3	7/16	新十津川町議会	一般財団法人しもかわ地域振興機構の取り組みについて 議会基本条例、通年議会、議会モニター制度について	10 (随行 2)
4	9/2	千代田区議会議員ほか	エネルギーの地産地消、SDGs の取組について	2
令和 7 年定例会議会期中				
1	8/7	愛別町議会 議会改革等調査特別委員会	議員のなり手不足解消のための対策について	9 (随行 2)
2	8/20	中札内村議会 総務厚生・産業文教常任委員会	SDGs 未来都市に関する取組みについて	8 (随行 2)
3	10/21	上士幌町議会 産業経済建設常任委員会	持続可能な地域社会の実現に向けて 新規就農者支援事業について	11 (随行 2)
4	10/28	幕別町議会 産業建設常任委員会	「SDGs パートナシップセンター事業」について	5 (随行 1)
5	10/30	由仁町議会 総務産業常任委員会	宅配等事業における地域おこし協力隊の活用について	6 (随行 2)
6	11/5	上富良野町議会 議会運営委員会	議会活性化の推進について	6 (随行 1)
7	2/14	横浜市戸塚区議員団麦梨連盟	アイスクャンドルミュージアムほか視察	4

5. 資料編

◆議会費の推移及び構成比

【当初予算】

年 度	議会費当初予算(千円)	一般会計当初予算(千円)	構成比(%)
令和4年度	37,160	5,247,000	0.71
令和5年度	37,970	5,297,000	0.72
令和6年度	37,451	5,614,000	0.67
令和7年度	35,552	6,066,000	0.59
令和8年度	37,642	6,196,000	0.61

【決算】

年 度	議会費決算額(千円)	一般会計決算額(千円)	構成比(%)
令和2年度	33,216	5,530,438	0.60
令和3年度	33,121	5,997,048	0.55
令和4年度	34,701	5,857,349	0.59
令和5年度	33,792	5,523,465	0.61
令和6年度	35,603	5,571,606	0.64

◆YouTube 視聴数（令和7年定例会分） ※令和8年6月4日現在

§本会議（定例会議）

会 議 名	会 議 日	視聴数(回)
6月定例会議	令和7年6月17日	200
	令和7年6月18日	115
9月定例会議	令和7年9月16日	328
	令和7年9月19日	114
12月定例会議	令和7年12月16日	244
	令和7年12月19日	151
3月定例会議	令和8年3月4日	148
	令和8年3月16日	143

§ 本会議（臨時会議）

会 議 名	会 議 日	視聴数(回)
5月臨時会議	令和7年5月1日	166
5月第2回臨時会議	令和7年5月29日	127
7月臨時会議	令和7年7月17日	149
11月臨時会議	令和7年11月26日	179
2月臨時会議	令和8年2月24日	114

§ 一般質問

会 議 名	会 議 日	視聴数(回)	質問議員数
6月定例会議	令和7年6月18日	363	3
9月定例会議	令和7年9月17日	541	4
12月定例会議	令和7年12月17日	321	3
3月定例会議	令和8年3月11日	377	3

※一般質問の視聴数は、全議員合計の数で掲載しています。

The screenshot displays the YouTube channel interface for '北海道下川町議会'. The channel name is '北海道下川町議会' with a subscriber count of 246 and 305 videos. Below the channel header, there is a grid of video thumbnails representing various council meetings, including '令和8年下川町議会定例会', '令和7年定例会 3月定例会議', '令和6年下川町議会定例会', '令和5年下川町議会定例会', and '令和4年下川町議会定例会'.

※画像出典：YouTube 北海道下川町議会再生リストページより

◆本会議傍聴人数

(定例会議)

会 議 名	会 議 日	傍聴数(人)	備 考
6月定例会議	令和7年6月17日	1	
	令和7年6月18日	7	
9月定例会議	令和7年9月16日	1	
	令和7年9月17日	6	
	令和7年9月19日	0	
12月定例会議	令和7年12月16日	0	
	令和7年12月17日	7	
	令和7年12月19日	0	
3月定例会議	令和8年3月4日	0	
	令和8年3月11日	6	
	令和8年3月16日	0	

※傍聴数は報道を除く人数を計上しています。

(臨時会議)

会 議 名	会 議 日	傍聴数(人)	備 考
5月臨時会議	令和7年5月1日	1	
5月第2回臨時会議	令和7年5月29日	4	
7月臨時会議	令和7年7月17日	0	
11月臨時会議	令和7年11月26日	1	
2月臨時会議	令和8年2月24日	0	

※傍聴数は報道を除く人数を計上しています。

◆議会だより発行状況

令和7年8月発行（第209号）

ページ数	内 容
1	表紙 ふたが閉まればOK！人気のイチゴ詰め放題 ※旧駅カフェイチノハシちいきしよっぷ
2	6月定例会議
3	6月定例会議議決・議員賛否一覧
4	一般質問 斉藤議員、中田議員
5	一般質問 桜木議員 議会白書ができました
6	5月・5月第2回臨時会議議決・議員賛否一覧
7	議員とフリートーク 北海道町村議会議員研修会に参加
8	議会活動日誌・編集後記



令和7年11月発行（第210号）

ページ数	内 容
1	表紙 隣の人とゲームで勝負！つい笑っちゃうね ※認知症カフェ
2	9月定例会議
3	9月定例会議議決・議員賛否一覧
4	一般質問 奥崎議員、斉藤議員
5	一般質問 小原議員、桜木議員
6	7月臨時会議議決・議員賛否一覧 議員とフリートーク
7	剣淵町の視察 視察の受け入れ 議会広報研修会に参加
8	議会活動日誌・編集後記



令和8年2月発行（第211号）

ページ数	内 容
1	表紙 20歳おめでとうございます！ ※はたちを祝うつどい
2	年頭のご挨拶
3	12月定例会議
4	12月定例会議議決・議員賛否一覧
5	一般質問 桜木議員、中田議員
6	一般質問 斉藤議員 11月臨時会議議決・議員賛否一覧
7	議員とフリートーク 議会モニター会議
8	決算認定審査中間報告
9	決算認定審査中間報告
10	町内所管事務調査
11	道内所管事務調査 (沼田町・更別村・音更町)
12	視察の受け入れ 美深町議会との合同勉強会
13	興部町議会の視察 視察の受け入れ
14	議会活動日誌・編集後記



令和8年5月発行（第212号）

ページ数	内 容
1	表紙 入学おめでとうございます！しもりんもお祝い ※下川小学校入学式
2	議会及び議員の活動評価と目標
3	議会及び議員の活動評価と目標
4	3月定例会議 下川町議員のなり手不足対策特別委員会を設置
5	3月定例会議 下川町ふるさと開発振興公社での不祥事再発防止及び経営改善等に関する決議
6	3月定例会議議決・議員賛否一覧
7	3月定例会議議決・議員賛否一覧
8	令和8年度予算審査
9	令和8年度予算審査
10	一般質問 斉藤議員、中田議員
11	一般質問 奥崎議員 2月臨時会議議決・議員賛否一覧
12	高校生モニター
13	高校生モニター 議員とフリートーク
14	議会活動日誌、編集後記



▼議会だより編集委員会：委員長 奥崎裕子
副委員長 中田豪之助
委員 桜木誠

◆町民意見交換（議員とフリートーク）開催及び参加者状況

§ 令和7年5月19日開催

午前10時	まちおこしセンター「コモレビ」	9名参加
午後6時	まちおこしセンター「コモレビ」	5名参加

§ 令和7年8月26日開催

午前10時	まちおこしセンター「コモレビ」	8名参加
午後6時	まちおこしセンター「コモレビ」	9名参加

§ 令和7年11月25日開催

午前10時	まちおこしセンター「コモレビ」	4名参加
午後6時	まちおこしセンター「コモレビ」	7名参加

§ 令和8年1月30日開催

午後1時30分	まちおこしセンター「コモレビ」	9名参加
午後6時	まちおこしセンター「コモレビ」	3名参加

§ 令和8年4月27日開催

午後1時30分	まちおこしセンター「コモレビ」	4名参加
午後6時	まちおこしセンター「コモレビ」	6名参加



議 員 名 簿

(任期：令和5年5月9日～令和9年4月30日)

(令和8年5月1日 時点)

議席	氏名	党派	当選回数	所属委員会				摘要
				総務産業	議会運営	広聴広報	なり手不足	
1	桜木 誠	無	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	副議長
2	奥崎 裕子	無	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	◎	◎	
3	小原 仁興	無	2	◎	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	中田 豪之助	無	2	○	<input type="checkbox"/>	○	○	
5	大西 功	無	3	<input type="checkbox"/>	◎	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	斉藤 好信	無	3	<input type="checkbox"/>	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	我孫子 洋昌	無	3	議長はオブザーバーとして参加				議長
8	欠番							

※凡例：◎委員長 ○副委員長 □委員

※委員会正式名称 総務産業＝総務産業常任委員会

議会運営＝議会運営委員会

広聴広報＝議会広聴広報特別委員会

なり手不足＝下川町議員のなり手不足対策特別委員会

名寄地区衛生施設事務組合議会議員	斉藤 好信	奥崎 裕子
上川北部消防事務組合議会議員	大西 功	桜木 誠

	委員長	副委員長
決算認定特別委員会	大西 功	中田 豪之助
予算審査特別委員会	斉藤 好信	大西 功

※決算認定特別委員会は、9月定例会議中における「令和6年度決算認定審査」のため設置

※予算審査特別委員会は、3月定例会議中における「令和8年度予算審査」のため設置



●下川町議会議場●

令和8年6月 発行

北海道下川町議会

〒098-1206

北海道上川郡下川町幸町63番地

Tel 01655-4-2511 / FAX 01655-4-2517

E-mail : s-gikai@town.shimokawa.hokkaido.jp